

令和4年度 専修学校教育研究協議会

専修学校をめぐる 最近の動向について

文部科学省総合教育政策局専修学校教育振興室



文部科学省

MINISTRY OF EDUCATION, CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN



～ 目次 ～

1. 専修学校設置基準の改正について
2. 専修学校の各種認定制度について
3. 令和5年度専修学校関係予算案等
4. 修学支援新制度について
5. その他(参考)

1. 専修学校設置基準の改正について

大学設置基準等の改正を受けた専修学校設置基準の在り方について

(背景)

中央教育審議会答申「2040年に向けた高等教育のグランドデザイン」(平成30年11月中央教育審議会)及び今般のコロナ禍を受け、高等教育の在り方が急速に変化したこと等を踏まえつつ、新たな大学等の質保証システムの在り方等を中央教育審議会大学分科会質保証システム部会で議論がなされ、「新たな時代を見据えた質保証システムの改善・充実について(審議まとめ)」として令和4年3月18日にとりまとめられた。本審議まとめを踏まえ、高等教育局において、大学設置基準等の改正が行われ、教員に関する規定、単位数の算定方法などについて見直しが行われたところ。

○主な改正内容のうち専修学校設置基準に影響のあるもの

(1)単位数の算定方法

(2)教員に関する規定について

(3)通信制の学科における授業の方法等について

(4)その他

(1) 単位数の算定方法

大学設置基準においては、単位の計算方法は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準としつつ、「講義及び演習(15～30時間)」と「実験、実習及び実技(30～45時間)」に分けて定めている規定を改め、「授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修を考慮して、おおむね15時間から45時間までの範囲で大学の定める時間の授業をもって1単位」として単位数を計算する規定に改める。

【対応方針】

専修学校としての特色(実習・実技を重視した実践的な職業教育)を踏まえ、改正は行わず現行規定を維持する方向でどうか。

○専修学校設置基準(昭和51年文部省令第2号)【抄】

第19条 (略)

- 一 講義及び演習については、十五時間から三十時間までの範囲で専修学校が定める時間の授業をもって一単位とする。
- 二 実験、実習及び実技については、三十時間から四十五時間までの範囲で専修学校が定める時間の授業をもって一単位とする。ただし、芸術等の分野における個人指導による実技の授業については、専修学校が定める時間の授業をもって一単位とすることができる。

2 (略)

(各授業科目の単位数)

第23条 (略)

- 2 高等課程又は一般課程における授業科目について、前項の単位数を定めるに当たっては、三十五単位時間の授業をもって一単位とする。
- 3 専門課程における授業科目について、第一項の単位数を定めるに当たっては、一単位の授業科目を四十五時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、専修学校の教育の特性を踏まえつつ、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとする。
 - 一 講義及び演習については、十五時間から三十時間までの範囲で専修学校が定める時間の授業をもって一単位とする。
 - 二 実験、実習及び実技については、三十時間から四十五時間までの範囲で専修学校が定める時間の授業をもって一単位とする。ただし、芸術等の分野における個人指導による実技の授業については、専修学校が定める時間の授業をもって一単位とすることができる。
 - 三 一の授業科目について、講義若しくは演習又は実験、実習若しくは実技のうち二以上の方法の併用により行う場合については、その組合せに応じ、前二号に規定する基準を考慮して専修学校が定める時間の授業をもって一単位とする。

4 (略)

(2)-1 教員に関する規定について

大学設置基準等においては、「専任教員」を「基幹教員」と改める。また、「基幹教員」のうち4分の1の範囲で、要件(教育課程の編成その他の学部の運営について責任を負うものであって、年間8単位以上の授業科目を担当)を満たした兼任の教員を「基幹教員」として算定することを可能とし、多様な教員登用の促進等を図り、より質の高い教育課程の実現を推進する。

【現行制度(専任の教員)】

一の専修学校に限り、専任の教員となるとされている。

※ただし、別表で定める必要教員数のうち、半数以上を専任の教員であることを求めている。

※現行の専修学校設置基準においては、「専任の教員」の具体的な定義はないが、昭和51年施行通知において「専任の教員」は当該専修学校に本務として従事する者とされている。また少なくとも二以上の専修学校の教員を兼ねている場合には、一の専修学校において専任の教員とみなすとされている。

【見直し後(基幹教員)】

上記の大学設置基準の改正内容を踏まえると、

①「専任の教員」を「基幹教員」とし、その定義を以下に示すかどうか。

- ・本務として当該専修学校における教育に従事するもの、
- ・年間8単位以上の授業科目を担当するもの

どちらかの定義を満たす教員を基幹教員とする。

②必要な基幹教員のうち、複数の学校・学科において基幹教員として算定できるのは、必要な基幹教員のうち4分の1の範囲内と改正するのはどうか。

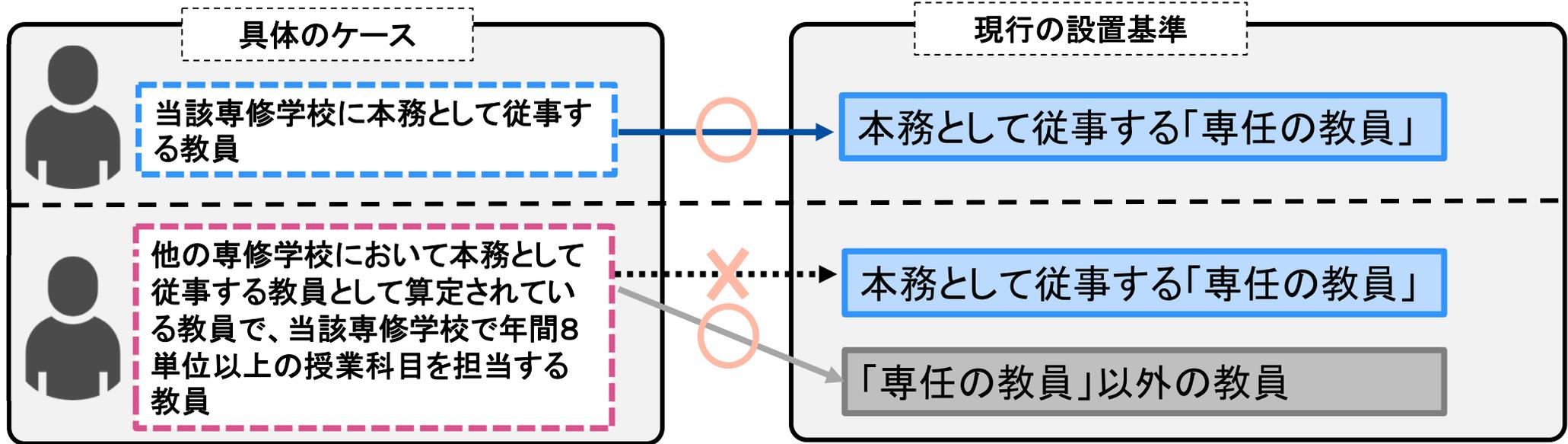
③複数の専修学校等において、基幹教員として算定できる教員は、大学と同様に年間8単位以上の授業科目を担当する教員とするのはどうか。

※改正後の大学設置基準等においては、基幹教員を以下と定義

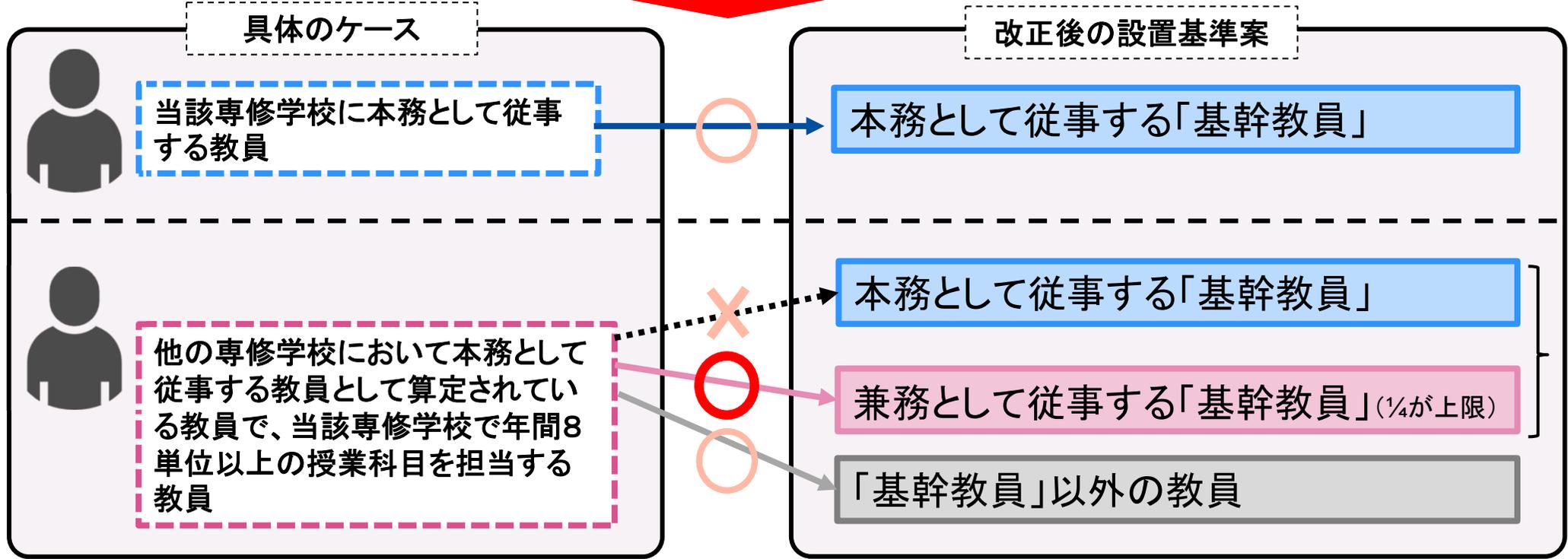
- ①教育課程の編成等に責任を担い、主要授業科目を担当するもの
- ②教育課程の編成等に責任を担い、8単位以上の授業科目を担当するもの

教授会や教務委員会など当該学部の教育課程の編成等について意思決定に係る会議に参画することを想定

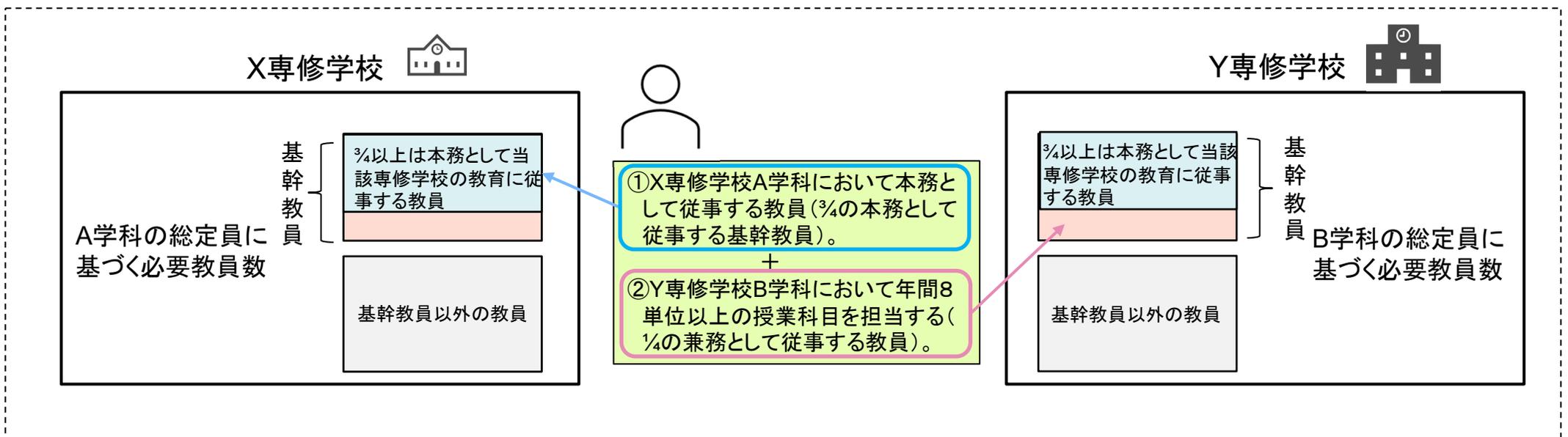
改正により必要最低教員数の算定がどのように変更されるか。



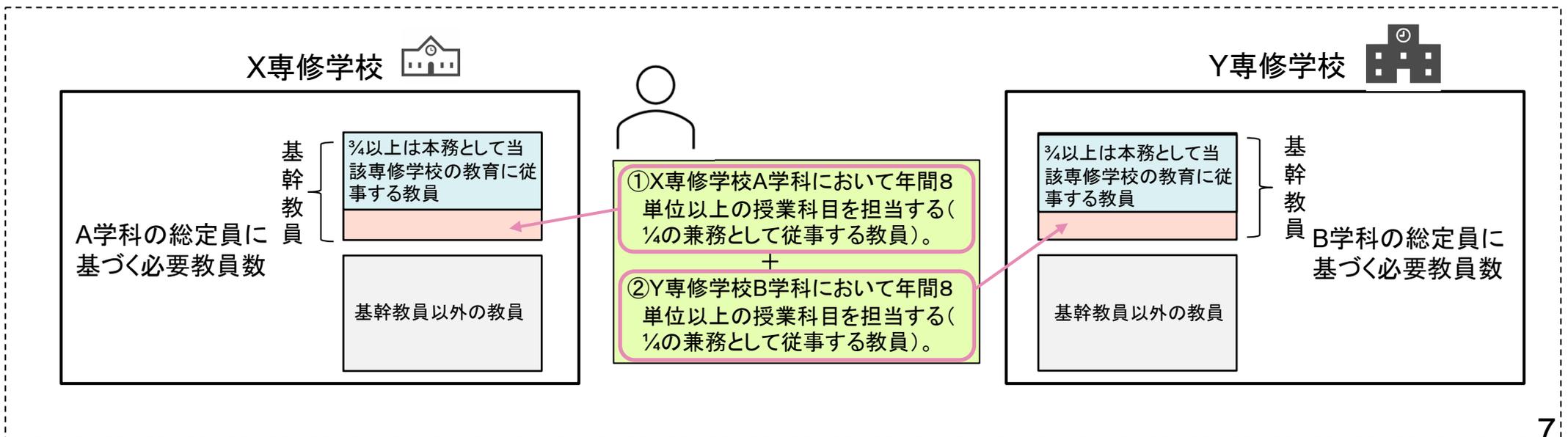
改正



必要最低教員数の算定ケース①複数の専修学校で兼任

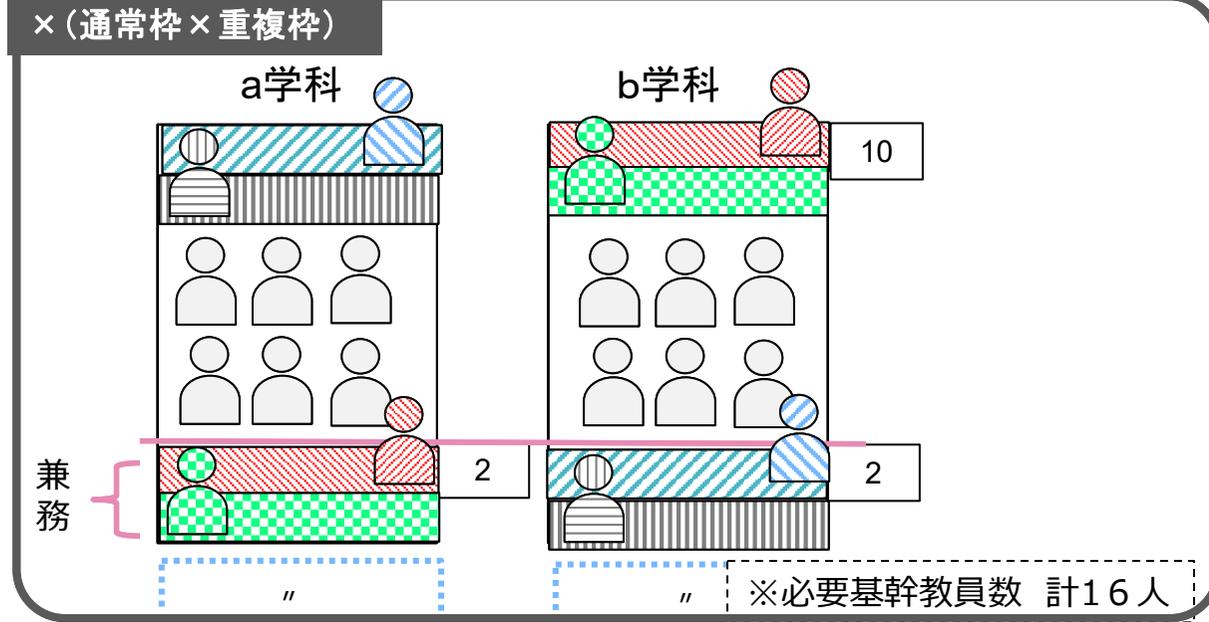
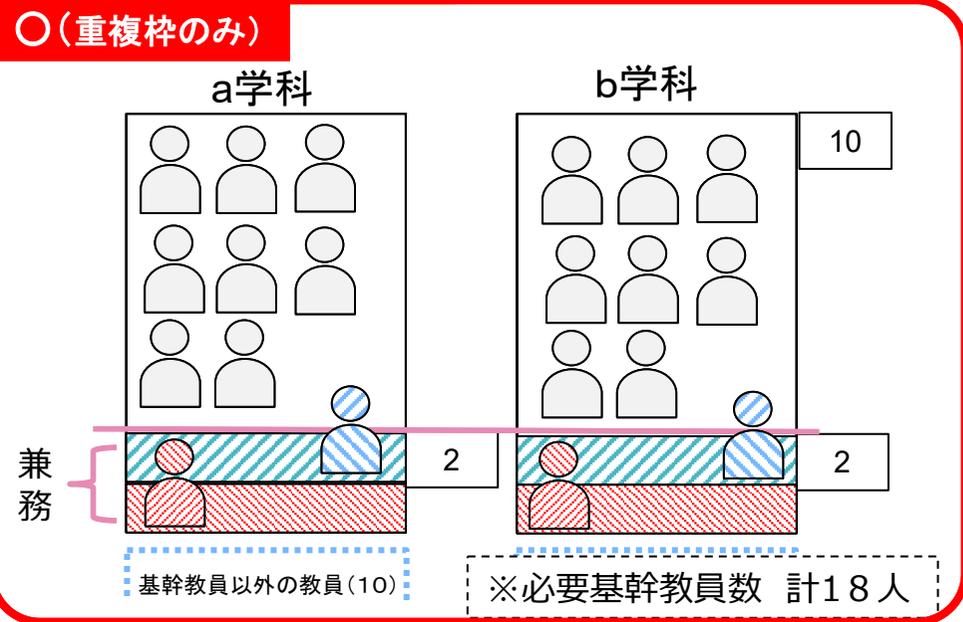


必要最低教員数の算定ケース②複数の専修学校で兼任

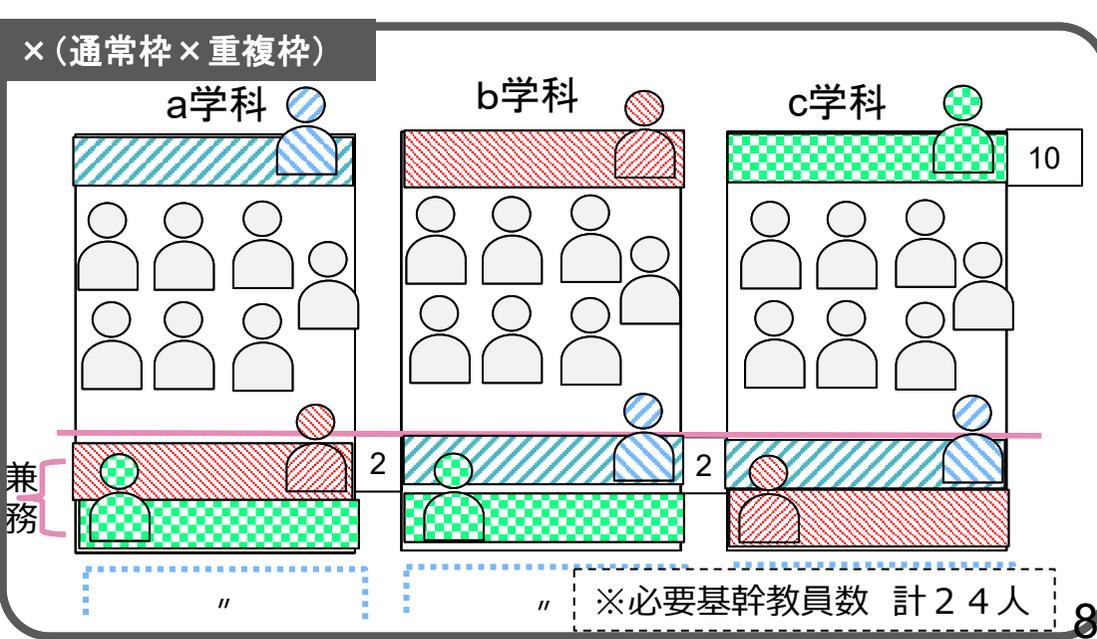
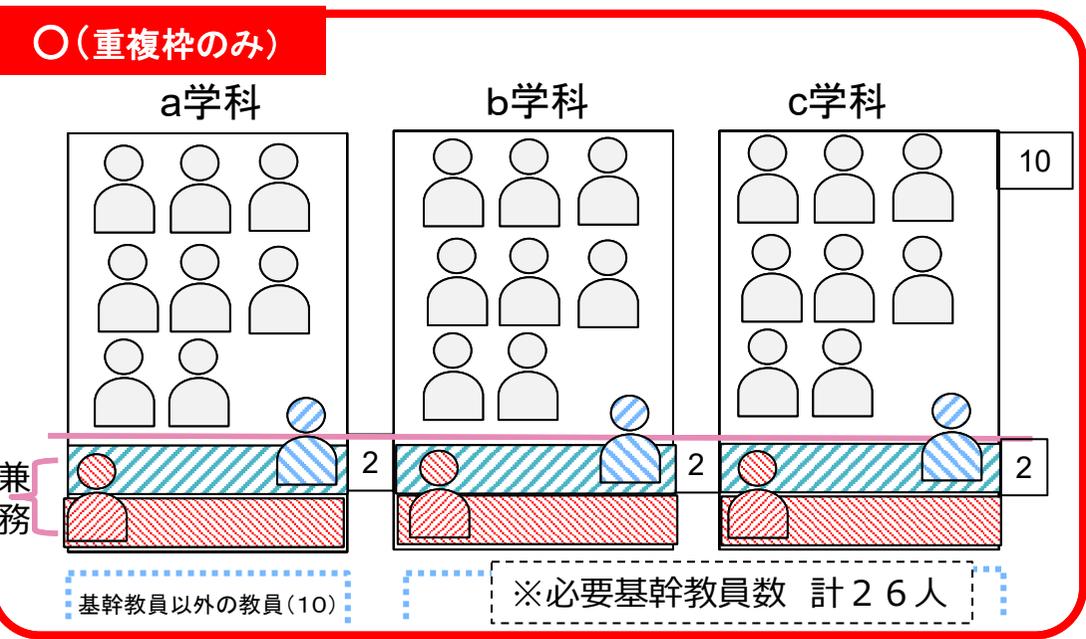


専修学校教育の質の確保の観点から踏まえた、学内で兼務する場合の算定方法について

2学科での兼任のケース ※各学科必要教員数20人であって、各学科が他分野である場合



3学科での兼任のケース ※各学科必要教員数20人であって、各学科が他分野である場合

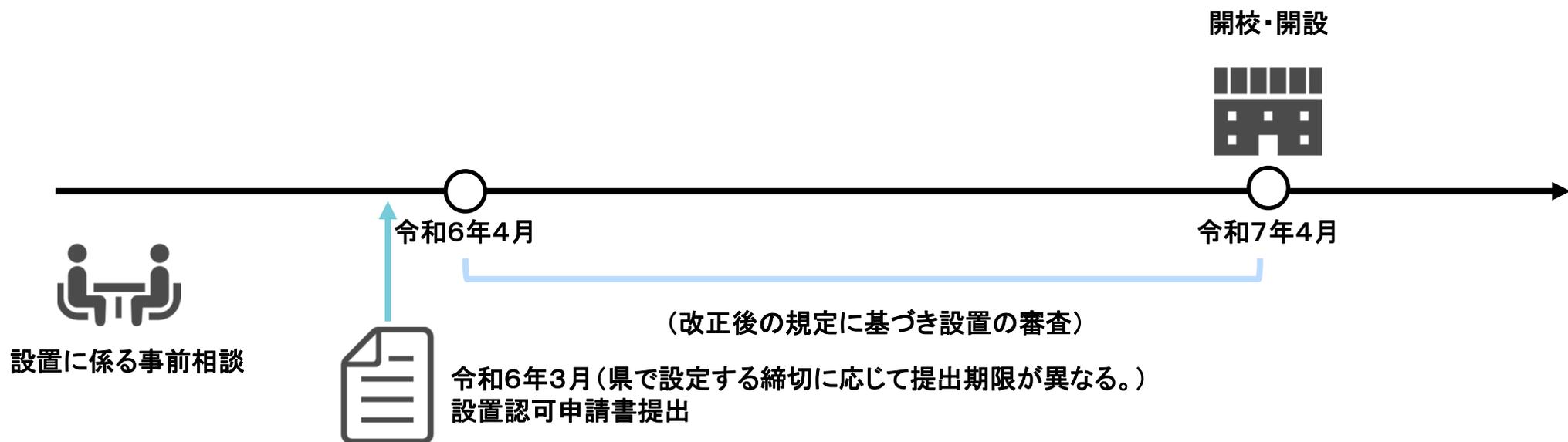


(2)-2 教員に関する規定に関する経過措置等について

令和7年度以降に開校・開設を行おうとする専修学校の設置の認可については改正後の規定に基づき設置の審査を行う。ただし、それ以前に開校・開設を行おうとする設置の認可については、改正前の規定に基づき申請及び審査を行う。

【スケジュールのイメージ】

※令和7年4月開校の場合



■なお、本省令施行後ただちに「専任の教員」を「基幹教員」と改めることのみでの学則変更は要しないものとする。

ただし、学則変更について他の改正事項があり、所轄庁等に届出を行う場合は、改正後の規定を前提とした学則となるように変更すべき旨を周知。

■所轄庁の都道府県においては、設置審査基準の改正及び様式の変更を、上記の申請書提出の受付までの間に検討いただく必要。

(3) 通信制の学科における授業の方法等について

現行の規定においては、通信制大学における授業を「印刷教材その他これに準ずる教材を送付又は指定し、主としてこれにより学修させる授業」と規定されており、文字、写真等を紙媒体に印刷した教材(印刷教材)や、同様の内容をCD-ROM等に記録した教材(その他これに準ずる教材)を用いて学修させることが想定されており、「新たな時代を見据えた質保証システムの改善・充実について(審議まとめ)」(令和4年3月18日中央教育審議会大学分科会質保証システム部会)において、物理的な教材(書籍、CD-ROM等)や放送授業を前提としている現在の規定ぶりについて、クラウドでの教材やオンデマンドでの映像教材配信など、デジタルに対応する観点で一定の見直しを行うよう提言されたことを受け、それに対応をする大学通信教育設置基準の改正が行われた。

【対応方針】

本改正を受け、専修学校設置基準に規定する通信制の学科における授業においても、印刷教材等による授業に関し、物理的方法のみならずインターネット等により教材を提供することが可能である旨を明確化するとともに、放送授業に関し、視聴の対象としてインターネット等を通じて提供する映像、音声等が含まれることを明確化する改正を行う。

(改正の概要)

第30条第1項の規定を「通信制の学科における授業は、印刷教材その他これに準ずる教材を送付若しくは指定し、又はその内容をインターネットその他の高度情報通信ネットワークを通じて提供し、主としてこれらにより学修させる授業」と改正する。

(4) 専門学校におけるデジタル人材の育成の促進について

【現状】

○専修学校の必要教員数等は学科の属する分野ごとに算定される。このため、同一分野内に学科が複数設置されている場合、複数学科の総定員を合算して必要教員数等が算定されている。

【問題の所在】

○情報関係の学科が属する分野は、教育内容に応じて、商業実務分野と工業分野のいずれにも属するケースが存在するが、例えば、商業実務分野に属する情報学科が、より高度なデジタル人材の育成を目指し、工業分野の教育内容を取り入れ、当該学科が工業分野に属することとした場合、必要教員数を増やすことが必要となり、デジタル人材を中心に人への投資が進められる中、専門学校におけるデジタル人材の需要の高まりに対応することが困難な状況にある。

【対応案の方向性】

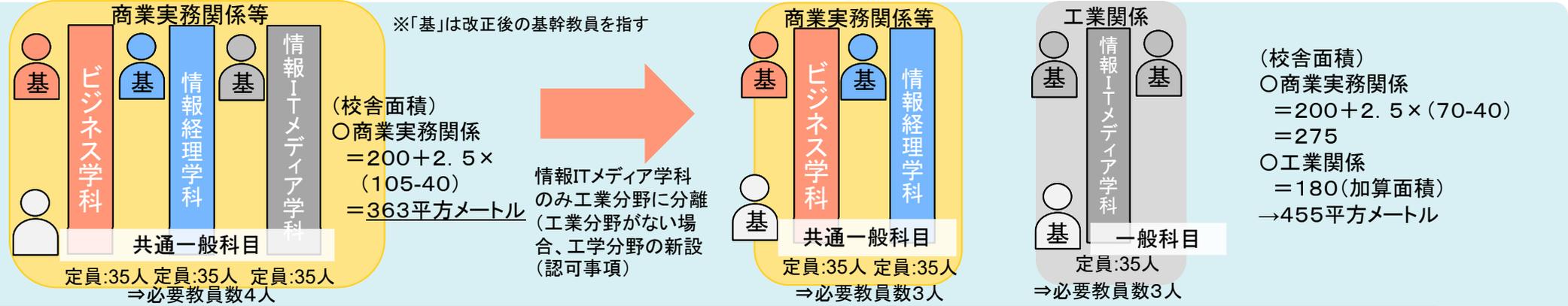
○新たに工業分野に属する情報関係の学科を設置するとき、商業実務分野等の要素も残る場合において、当該学科の教育内容における商業実務分野と工業分野の関連性(関連性が3割程度以上)を踏まえ、特例的な算定をすることとしたい。

【具体的な方法案】 ※イメージとしては小規模校を想定

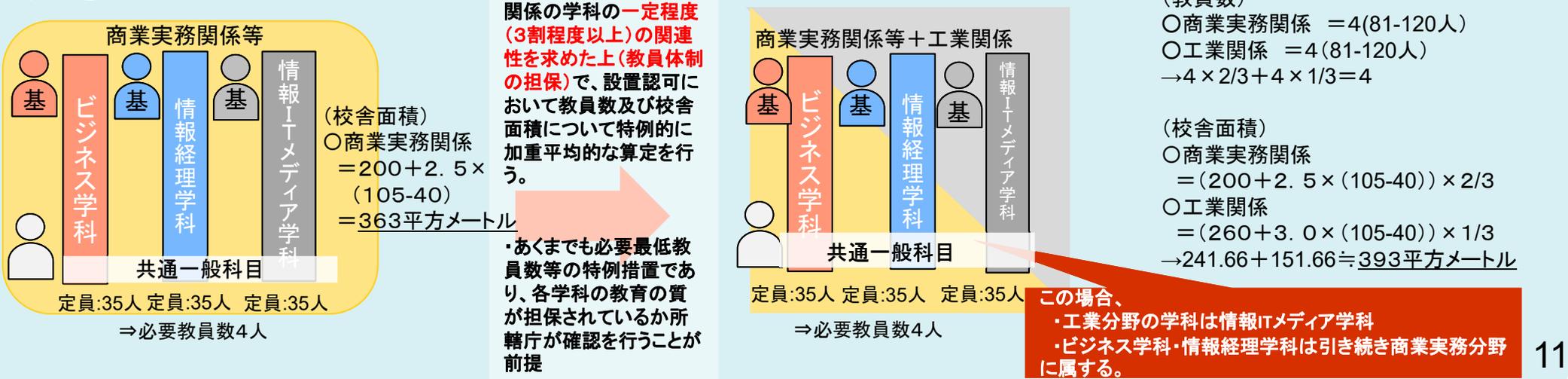
○情報人材の育成を行う場合に限り、一定の条件(他分野と工業分野の一定の関連性を求めるなど)を満たした場合について、別表の備考に特例措置を規定(設置基準の別表1~4の運用の特例を認めるもの)し、複数分野を一まとまりとして必要教員数及び校舎面積を加重平均的に算定できるよう改める。

※商業実務分野以外の分野でも文化・教養系に属する同様のケース(グラフィック・デザイナー等)は対象とすることを想定

【現状】



【算定の特例】



2. 専修学校の各種認定制度について

専修学校の各種認定制度について①

① 専門士・高度専門士【文部科学大臣認定】

以下の要件を満たし、認定を受けた課程を修了した場合、**専門士・高度専門士**を称することができる。

「専門士」の称号が付与される専門学校の要件

- 〈1〉修業年限が2年以上
- 〈2〉総授業時数が1,700時間(62単位)以上
- 〈3〉試験等により成績評価を行い、その評価に基づいて課程修了の認定を行っている

【平成6年文部省告示第84号】

「高度専門士」の称号が付与される専門学校の要件

- 〈1〉修業年限が4年以上
- 〈2〉総授業時数が3,400時間(124単位)以上
- 〈3〉体系的に教育課程が編成されている
- 〈4〉試験等により成績評価を行い、その評価に基づいて課程修了の認定を行っている

【平成6年文部省告示第84号】(H17改正で追加)

称号付与により

* 専門士の称号により、大学への編入学が認められる※1

【学校教育法132条】

* 短期大学専攻科入学に関し、短期大学と同等の学力があると認められる。※1 【学校教育法施行規則第155条第2項第4号】

* 国家試験(税理士試験、社会保険労務士試験など)の受験資格の要件を満たす。※2

* 「留学」ビザから就労ビザへの切替えに使用(外国人留学生)

※1 修業年限・総授業時間数において、大学への編入学が認められる課程の要件と同様であるため、「専門士」の称号が付与される課程を修了した者は、大学への編入学に係る要件も満たすことになる。

※2 修業年限・総授業時間数において、各種受験資格の要件と同様であるため、「専門士」の称号が付与される課程を修了した者は、受験資格も一部満たすことになる。

② 大学・大学院入学資格【文部科学大臣認定】

以下の要件を満たし、認定を受けた課程を修了した場合、**大学・大学院入学資格**を得ることができる。

大学入学資格付与の要件

- 〈1〉修業年限が3年以上
- 〈2〉全課程の修了に必要な総授業時数が2,590単位時間(74単位)以上

【学校教育法施行規則第150条第1項第3号】

大学院入学資格付与の要件

- 〈1〉修業年限が4年以上
- 〈2〉全課程の修了に必要な総授業時数が3,400単位時間(124単位)以上
- 〈3〉体系的に教育課程が編成されている
- 〈4〉試験等により成績評価を行い、その評価に基づいて課程の修了の認定を行っている

【学校教育法施行規則第155条第1項第5号】

(参考) 大学編入学

以下の要件を満たす課程を修了した場合、**大学へ編入学**することができる。

大学編入学の要件

1. 修業年限が2年以上
2. 総授業時数が1,700単位時間(62単位)以上の要件を満たす課程を修了

【学校教育法132条】

③ 勤労学生控除【文部科学大臣認定】

以下の要件を満たし、認定を受けた課程に在籍する生徒は、**勤労学生控除**を受けることができる。

専修学校の高等課程・専門課程の要件

- 〈1〉職業に必要な技術の教授をすること
- 〈2〉修業年限が1年以上
- 〈3〉1年の授業時数が800時間以上(夜間等は450時間以上、総授業時数が800時間以上)
- 〈4〉授業が年2回を超えない一定の時期に開始され、終期が明確に定められていること

【所得税法施行令第11条の3第2項】

専修学校の一般課程、各種学校

- 〈1〉職業に必要な技術の教授をすること
- 〈2〉修業年限が2年以上
- 〈3〉1年の授業時数が680時間以上
- 〈4〉授業が年2回を超えない一定の時期に開始され、終期が明確に定められていること

【所得税法施行令第11条の3第2項】

【個人立等の場合は、以下も満たす必要あり】

- 〈1〉生徒の数が20人以上(見込み含む)
- 〈2〉職業・實際生活に必要な能力の育成、教養の向上を図るにふさわしい授業科目の開設
- 〈3〉教員の数が適切であること(3人以上)

【所得税法施行令第11条の3第1項第2号】

勤労学生控除により

* 所得税(国税)、住民税(地方税)の税額控除(減額)を受けられる。

専修学校の各種認定制度について②

④ 職業実践専門課程【文部科学大臣認定】

以下の要件を満たし、認定を受けた課程を修了した場合、職業実践専門課程を修了したと称することができる。

「職業実践専門課程」の要件

- 〈1〉 修業年限が2年以上であること。
- 〈2〉 全課程の修了に必要な総授業時数が1700単位時間（62単位）以上であること。
- 〈3〉 専攻分野に関する企業等と連携し、授業科目の開設その他の教育課程の編成を行っていること。
- 〈4〉 企業等と連携して、実習、実技、実験又は演習の授業を行っていること。
- 〈5〉 企業等と連携して、教員に対し、専攻分野における実務に関する研修を組織的に行っていること。
- 〈6〉 学校関係者評価を行い、その結果を公表していること。
- 〈7〉 〈6〉の学校関係者評価において、企業等の役職員を参画させていること。
- 〈8〉 企業等に対し、当該専修学校の教育活動その他の学校運営の状況に関する情報を提供していること。

【平成25年文部省告示第133号】

認定により

【学校】

- ・ 企業等と連携して教育課程の編成や実習等を行うことで、業界ニーズの把握や養成する人材像を明確化でき、より実践的な職業教育を行うことができる。
- ・ 学校関係者による学校評価により、教育活動や学校運営の改善点が明確になる
- ・ 「職業実践専門課程」という枠組みを通じ、教員や高校生、保護者等に対して、学校の強みを積極的にアピールできる。

【企業】

- ・ 派遣社員のスキルアップやモチベーション向上。
- ・ 生徒の感性や発想を商品開発や現場の改善に活かすことができる。

【生徒】

- ・ 企業等のニーズを反映したカリキュラムを学べる。
- ・ 実習等により現場の生の声を聞き、具体的に働くイメージが持てる。
- ・ 教育訓練給付金を受けることができる。（社会人）

⑤ キャリア形成促進プログラム【文部科学大臣認定】

以下の要件を満たし、認定を受けた課程を修了した場合、キャリア形成促進プログラムを修了したと称することができる。

「キャリア形成促進プログラム」の要件

- 〈1〉 専修学校の専門課程又は特別の課程であること。
- 〈2〉 課程の修了に必要な授業等を行う期間が2年未満であること。
- 〈3〉 対象とする職業の種類及び身に付けることのできる能力を具体的かつ明確に定め、公表していること。
- 〈4〉 対象とする職業に応じ、〈3〉の能力を身に付けるのに必要な実務に関する知識、技術及び技能を修得させる教育課程であること。
- 〈5〉 対象とする職業に関する企業等と連携し、授業科目の開設その他の教育課程の編成を行っていること。
- 〈6〉 企業等と連携して行う授業等その他の実践的な方法による授業等が、授業等の総時間数の5割以上であること。
- 〈7〉 授業等を行う時間、時期、場所等について社会人が受講しやすい工夫を行っていること。
- 〈8〉 審査、試験その他の適切な方法により学修の成果に係る評価を行っていること。
- 〈9〉 企業等と連携して、教員に対し、実務に関する研修を組織的に行っていること。
- 〈10〉 課程を置く専修学校において、学校関係者評価を行い、その結果を公表していること。
- 〈11〉 〈10〉の学校関係者評価において、企業等の役職員を参画させていること。
- 〈12〉 企業等に対し、当該専修学校の教育活動その他の学校運営の状況に関する情報を提供していること。

【平成30年文部省告示第170号】

認定により

- ・ 実践的かつ専門的な短期プログラムにより、社会に出て即戦力の人材となることができる。
- ・ 教育訓練給付金を受けることができる。（社会人）

職業実践専門課程認定校への都道府県補助について

職業実践専門課程について

専門学校のうち、特に企業等との連携体制を構築し、実務の最新知識・技術・技能を身につけられるよう、より実践的な職業教育に取り組んでいる学科について、平成26年度より文部科学大臣が「職業実践専門課程」として認定。

職業実践専門課程認定校への都道府県補助について

- ・ **19都府県**で職業実践専門課程認定校への補助を実施。(※令和3年度。実施府県は下図のとおり。)
- ・ 職業実践専門課程が制度化(平成26年度)された翌年度以降、**毎年度、同課程認定校に対する独自の補助制度を有する自治体が増加**。
- ・ 職業実践専門課程認定校に係る追加的な経費への都道府県補助について、**令和4年度から特別交付税措置**。

参考：職業実践専門課程の認定状況
(令和4年3月25日時点)

- ・ 学校数：1,083校(39.3%)
- ・ 学科数：3,154学科(44.2%)

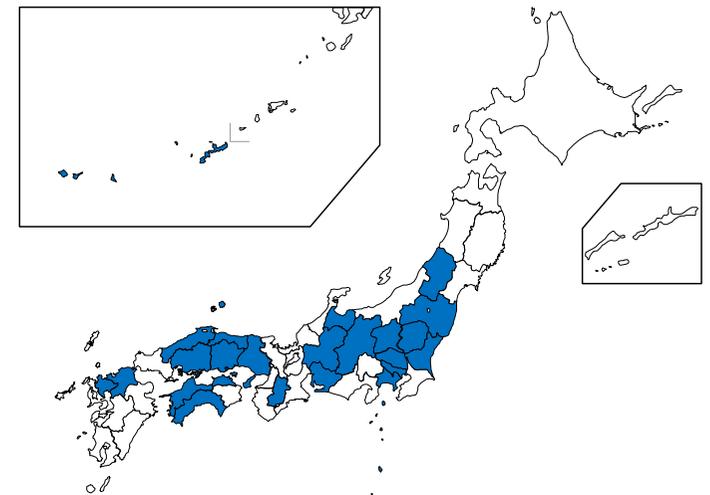
※合計欄の()内の数字は全専門学校数(2,754校)、修業年限2年以上の全学科数(7,133学科)に占める割合。

職業実践専門課程認定校への
補助を行っている都道府県数
(令和4年6月時点)

令和3年度：19都府県



令和4年度：24都府県



図：職業実践専門課程認定校への補助を行っている自治体(令和4年6月時点)
(山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、東京都、神奈川県、富山県、長野県、岐阜県、愛知県、兵庫県、奈良県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、沖縄県)

「職業実践専門課程」の認定状況について（令和4年3月25日）

【学校数及び学科数】

	学校数	学科数
H25年度	472	1,373
H26年度	295	677
H27年度	272	501
H28年度	150	240
H29年度	94	152
H30年度	98	139
R1年度	104	154
R2年度	86	131
R3年度	62	88
合計	1,083 (39.3%)	3,154 (44.2%)

※ 合計欄の（ ）内の数字は全専門学校数（2,754校）、専門学校のうち修業年限2年以上の学科数（7,133学科）に占める割合（修業年限2年未満の学科のみを設置している専門学校数は不明のため全専門学校数に占める認定学科を有する学校数の割合を記載）。また、全学科数（8,443学科）に占める認定学科の割合は37.4%である。（専門学校数、学科数は令和3年度学校基本統計による）

※ 合計欄の学校数・学科数については、過年度に認定された学科を有する学校が別学科を申請していること、認定取消し等により、単純合計となっていない。

【分野の別】

分野	工業	農業	医療	衛生	教育 社会福祉	商業 実務	服飾 家政	文化 教養	計
合計	675 (52.7%)	15 (10.4%)	610 (34.4%)	334 (36.4%)	270 (45.5%)	529 (40.7%)	117 (24.1%)	604 (31.0%)	3,154

※ 各分野の（ ）内の数字は当該分野に属する全学科に占める割合。

「職業実践専門課程」の都道府県別認定状況について（令和4年3月25日）

	位置	令和3年度 認定状況		合計	
		学校数	学科数	学校数	学科数
1	北海道	2	2	73	178
2	青森県	2	4	6	14
3	岩手県	0	0	16	46
4	宮城県	4	6	31	125
5	秋田県	0	0	2	6
6	山形県	0	0	7	15
7	福島県	3	3	10	50
8	茨城県	2	2	17	41
9	栃木県	2	2	15	38
10	群馬県	0	0	30	58
11	埼玉県	0	0	32	60
12	千葉県	2	2	29	59
13	東京都	12	18	155	553
14	神奈川県	2	2	44	101
15	新潟県	2	2	36	158
16	富山県	1	2	5	9
17	石川県	0	0	14	28
18	福井県	0	0	6	19
19	山梨県	0	0	5	8
20	長野県	1	1	24	49
21	岐阜県	0	0	10	17
22	静岡県	0	0	33	89
23	愛知県	3	8	57	198
24	三重県	0	0	6	12
25	滋賀県	0	0	0	0
26	京都府	2	4	23	65
27	大阪府	2	2	105	344
28	兵庫県	4	7	28	75
29	奈良県	0	0	4	10
30	和歌山県	0	0	4	10
31	鳥取県	0	0	2	6
32	島根県	1	1	8	20
33	岡山県	2	3	15	59
34	広島県	1	1	20	54
35	山口県	1	1	12	29
36	徳島県	0	0	7	22
37	香川県	1	1	11	35
38	愛媛県	2	2	14	45
39	高知県	0	0	8	27
40	福岡県	2	2	70	200
41	佐賀県	1	4	3	7
42	長崎県	0	0	10	22
43	熊本県	1	1	17	49
44	大分県	1	1	17	25
45	宮崎県	0	0	11	26
46	鹿児島県	1	1	6	22
47	沖縄県	2	3	25	71
合計		62	88	1,083(39.3%)	3,154 (44.2%)

※合計欄の()内の数字は全専門学校数(2,754校)、修業年限2年以上の全学科数(7,133学科)に占める割合。なお、全学科数(8,443学科)に占める認定学科の割合は37.4%である。(専門学校数、学科数は令和3年度学校基本統計による。)

※合計欄の学校数・学科数については、過年度に認定された学科を有する学校が別学科を申請していること、認定取消し等により、単純合計となっていない。

○改正の趣旨

令和2年度から「専修学校の質の保証・向上に関する調査研究協力者会議（座長：吉岡知哉 独立行政法人日本学生支援機構理事長）」において検討を行っていた職業実践専門課程制度の充実について、「今後の専門学校における職業実践専門課程制度の充実に向けて（とりまとめ）」として令和4年3月30日にとりまとめられたところ。

本とりまとめにおいて、職業実践専門課程が試験等による成績評価に基づいて課程修了の認定を行っていることを制度的に担保するためにも、職業実践専門課程の修了者が「専門士」と称することができるように制度を連携することが提言されたことに伴い必要な改正を行う。

○改正の主な内容

- ・改正前規定第2条第1号の前に、専修学校の専門課程の修了者に対する専門士及び高度専門士の称号の付与に関する規定（平成6年文部省告示第84号）に基づき、専門士又は高度専門士と称できると文部科学大臣が認めたものであることを職業実践専門課程の認定要件に加える。
- ・職業実践専門課程認定学科のうち、追加となる上記要件を満たさない学科がある場合において必要な準備期間を確保するため、3年間の経過措置を設定する。

※令和7年度までに専門士又は高度専門士の認定が必要

○公布・施行日

令和4年7月28日

専修学校の専門課程における職業実践専門課程の認定に関する規程の一部改正について

職業実践専門課程（改正案）

（目的）

職業に必要な実践的かつ専門的な教育を組織的に行う課程を文部科学大臣が認定することで、職業教育の水準の維持向上を図る。

（認定要件）

- **専門士又は高度専門士と称することができる専門学校として文部科学大臣が認定したもの【新設】**
- **修業年限2年以上【削除】**
 - 専攻分野に関する企業等との連携体制を確保して、授業科目の開設、教育課程の編成を行っていること。
 - 企業等と連携して、実習、実技、実験又は演習の授業を行っていること。
- **全課程の修了要件（1700単位時間以上）【削除】**
 - 企業等と連携した専攻分野に係る実務の研修
 - 学校関係者評価とその公表
 - 前項を行うにあたって関係者に企業等の役員または職員を参画させること。
 - 企業等との連携及び協力の推進に資するために、企業等に対し、当該専修学校の教育活動その他の学校運営の状況に関する情報を提供していること。

専門士及び高度専門士（参照用：今回の改正対象ではない）

（目的）

専門学校における学習の成果を評価し、一定の専門学校の修了者に対し、専門士等の称号を付与し、その修了者の社会的評価の向上を図る（文部科学大臣認定）。

（認定要件）

- 一 **修業年限が2年以上**
- 二 **全課程の修了要件（1700単位時間以上）**
- 三 試験等により、成績評価を行い、その評価に基づき課程修了を行っていること。

職業実践専門課程の認定要件として新たに付加

※高度専門士の認定要件は、以下のとおり。

- 一 修業年限が4年以上。
- 二 全課程の修了要件（3400単位時間以上）。
- 三 体系的に教育課程が編成されていること。
- 四 試験等により、成績評価を行い、その評価に基づき課程修了を行っていること。

職業実践専門課程の認定要件として新たに付加

キャリア形成促進プログラム認定制度について

平成29年3月「これからの専修学校教育の振興のあり方について」（報告） - これからの専修学校教育の振興のあり方検討会議（文部科学省） -

【社会人受入れ】

④社会人学び直し促進の具体的展開

- 専門学校による社会人等向け短期プログラムについて、現在の「職業実践専門課程」のように文部科学大臣が認定する仕組みを構築することはその大きな後押しとなるところであり、働き方改革を実現する上でも、制度の創設は重要である。また、新たな仕組みにより認定された講座の専門実践教育訓練給付の対象化についても、併せて検討が求められる。

平成30年6月 第3期教育振興基本計画（閣議決定）

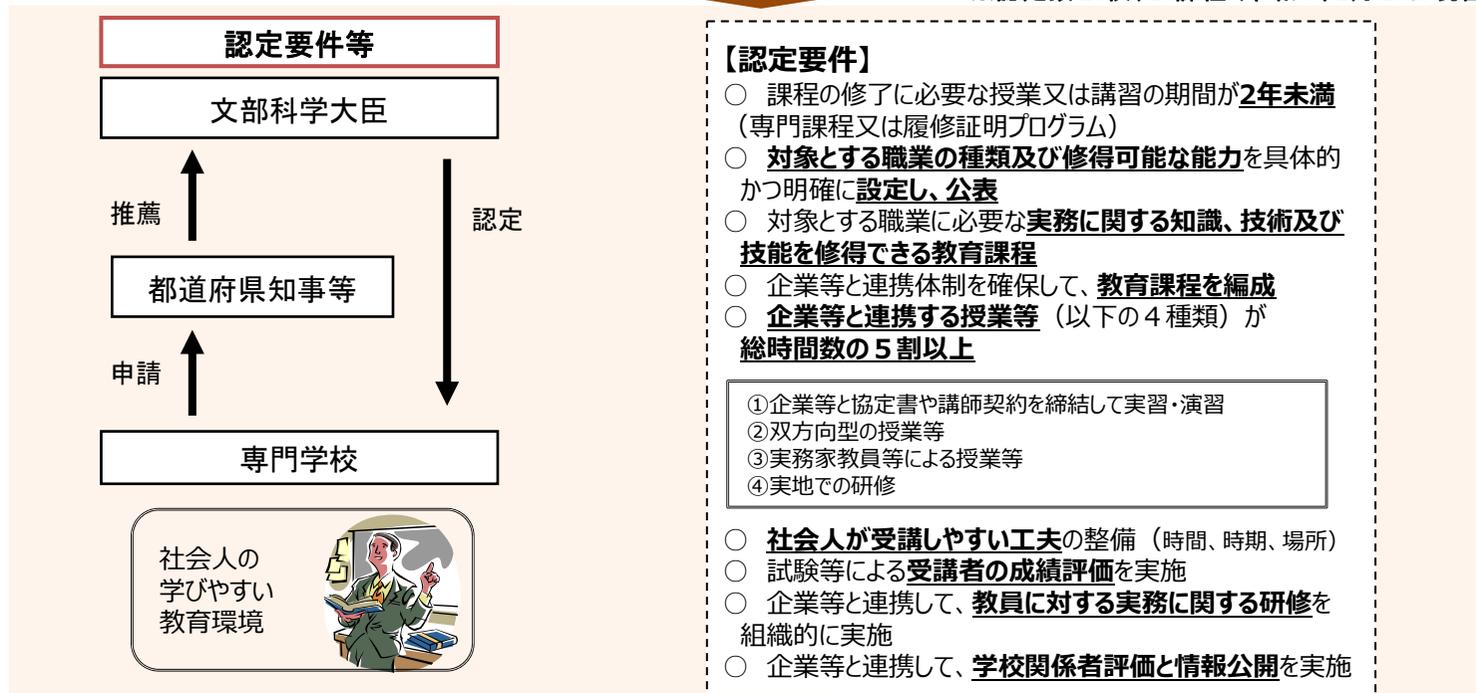
第2部 今後5年間の教育政策の目標と施策群

3. 生涯学び、活躍できる環境を整える

目標（12）職業に必要な知識やスキルを生涯を通じて身に付けるための社会人の学び直しの推進

- 社会人が働きながら学べる学習環境の整備
 - ・ 長期履修学生制度や履修証明制度の活用促進、複数の教育機関による単位の累積による学位授与の拡大に向けた検討や、大学・大学院や専門学校における社会人等向け短期プログラムの大臣認定制度の創設を行うとともに、通信講座やe-ラーニングの積極的活用等による学び直し講座の開設等を促進することにより、時間的制約の多い社会人でも学びやすい環境を整備する。

※認定数 14校、19課程（令和5年1月13日現在）



社会人の職業に必要な能力の向上によるキャリア形成を図る機会の拡大

「キャリア形成促進プログラム」の認定状況について

「キャリア形成促進プログラム」の認定状況 (令和5年1月13日現在)

【学校数及び課程数】

	学校数	課程数
H30 年度	10	12
R1 年度	5	7
R2 年度	0	0
R3 年度	0	0
R4 年度	2	3
合計	14	19

※ 合計欄の学校数・課程数については、過年度に認定された課程を有する学校が別課程を申請していること、認定取消し等により、単純合計とならない場合がある。

※ 認定課程は私立の1年制専門課程のみである。

【分野の別】

分野	工業	農業	医療	衛生	教育 社会福祉	商業 実務	服飾 家政	文化 教養	計
合計	-	-	4	6	6	-	1	2	19

3. 令和5年度専修学校関係予算案等



文部科学省

令和5年度 専修学校関係予算案

() は前年度予算額

専修学校教育の振興に資する取組 22億円 (21億円)

【人材養成機能の向上】

新規 専門職業人材の最新技能アップデートのための専修学校リカレント教育推進事業 4.0億円 (新規)

専修学校と企業・業界団体等が連携し、各職業分野において受講者の知識・スキルを最新のものにアップデートできるリカレント教育のコンテンツを作成するとともに、業界団体を通じて教育コンテンツの情報提供を行う体制を作るモデルを構築する。

拡充 専修学校による地域産業中核的人材養成事業 11.0億円 (9.8億円)

中長期的に必要となる専門的職業人材の養成に係る新たな教育モデルの構築等を進めるとともに、地域特性に応じた職業人材養成モデルの開発を行う。

- ・学びのセーフティネット機能の充実強化 / 専門学校と高等学校の有機的連携プログラムの開発・実証
- ・専修学校と業界団体等との連携によるDX人材養成プログラム

☆ 専修学校における先端技術利活用実証研究 3.4億円 (6.9億円)

産学が連携し、実践的な職業教育を支える実習授業等において、新型コロナウイルス感染症の影響下等、遠隔教育をソフト面から支えるモデルを開発し、新たな教育手法の普及促進を図る。

☆ 専修学校留学生の学びの支援推進事業 1.7億円 (1.7億円)

新型コロナウイルス感染症の影響下で留学生が渡日できない状況にあっても、質の高い学びを開始・継続可能な専修学校留学生の総合的受入れモデルの構築。

【質保証・向上】

☆ 職業実践専門課程等を通じた専修学校の質保証・向上の推進 1.4億円 (1.4億円)

専修学校における研修プログラム開発や研修体制づくり等による教育体制の充実を図るとともに、先進モデルの開発等による職業実践専門課程の充実に向けた取組や教学マネジメントの強化の推進等を通じて、職業教育の充実及び専修学校の質保証・向上を図る。

☆ 専修学校と地域の連携深化による職業教育魅力発信力強化事業 0.4億円 (0.4億円)

専門学校や高等専修学校が担う職業教育等の魅力発信力を強化するため、効果的な情報発信の在り方について検討・検証を行う。

専修学校の教育体制及び施設整備等に関する取組 5億円 (5億円)

☆ 私立学校施設整備費補助金 3億円 (3億円)

教育装置、学校施設等の耐震化、アスベスト対策等に係る経費のほか、太陽光発電の導入等のエコ改修等の学校環境改善に係る経費を補助

☆ 私立大学等研究設備整備費等補助金 2億円 (2億円)

新型コロナウイルス感染症等対策を講じながら、授業を実施する際に必要な情報処理関係設備の整備に係る経費を補助

※ このほか、令和4年度補正予算として、専修学校の施設・設備の整備に関する経費を措置。(1.5億円)

専修学校への修学支援に資する取組 325億円 (293億円)

☆ 高等教育(私立専門学校分)の修学支援の着実な実施(内閣府計上)等 325億円 (293億円)

低所得世帯の真に支援が必要な子供に対する高等教育の負担軽減の実施に必要な経費

その他関係予算

○ 高等学校等就学支援金交付金(内数) 4,104億円 (4,114億円)

○ 高校生等奨学給付金(内数) 148億円 (151億円)

○ 日本学生支援機構の奨学金事業(内数) 1,003億円 (1,015億円)
※貸与型無利子奨学金(一般会計)分

○ 国費外国人留学生制度(内数) 182億円 (184億円)

※ このほか、令和4年度補正予算として、高等専修学校における感染症等対策支援経費を措置。(242億円の内数)

(注) 四捨五入の関係で、係数は合計と一致しない。

専門職業人材の最新技能アップデートのための専修学校リカレント教育推進事業

令和5年度予算額（案） 402百万円
（新 規）



文部科学省

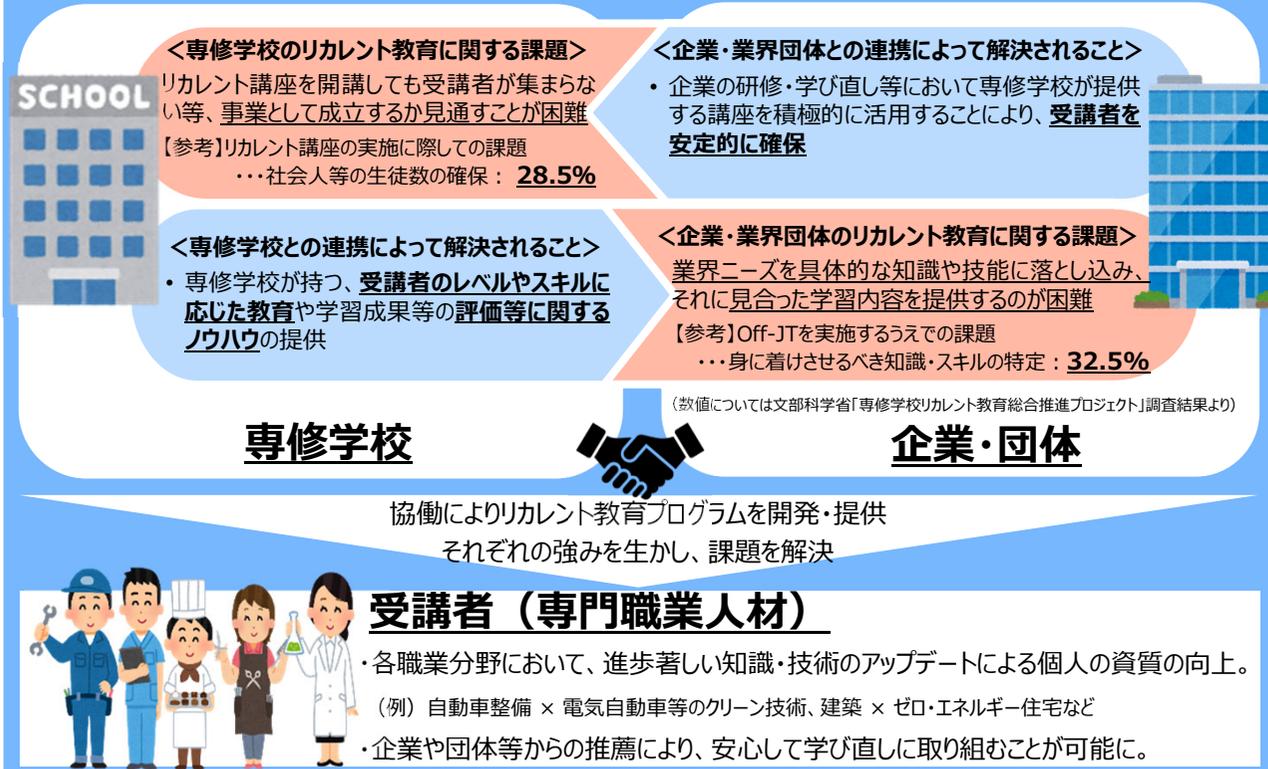
背景・課題

- 社会の変化が激しく、かつて専門学校で学んだ知識・技能だけではその変化に対応することは困難。
- 企業では社員に対し必ずしも十分な学び直しの時間を確保することはできていない。
- 教育未来創造会議の提言、骨太の方針等においてもリカレント教育の推進が求められているところ。

事業概要

専修学校と企業・業界団体等が連携体制を構築し、各職業分野において **受講者の知識・スキルを最新のものにアップデートできるリカレント教育のコンテンツを作成**するとともに、企業・業界団体のニーズに応じたカスタマイズや受講しやすい環境構築等により、多くの企業が必要とするリカレント教育を提供することに加え、**業界団体を通じて教育コンテンツの情報提供を行う体制を作るモデルを構築**し、その成果の普及を図る。

事業イメージ



事業メニュー

専門職業人材の最新知識・技能アップデートプログラムの開発

- 各職業分野（専修学校の教育内容8分野）において、**専修学校と企業・業界団体等との連携により、最新の知識・技能を習得することができるリカレント教育プログラムを作成**。
- 作成したプログラムについて業界団体等を通じて情報提供を行い、各企業や団体から専修学校でのリカレント教育講座等が**安定的・持続的に活用されるよう体制を構築**。
- 上記取組をモデルとし、その**効果の検証・成果について普及・展開**。
- **件数・単価：16分野×23百万円（予定）**
- **事業期間：令和5年度～令和7年度**

分野横断連絡調整会議の実施

- 各取組の進捗管理および連絡調整を実施。
- 各取組の事業成果を体系的にまとめ、普及・定着方策を検討。
- リカレント教育関連の動向や各職業分野に関する最新知識・技能等に関する情報収集、プログラム開発受託団体への提案等。
- **件数・単価：1か所×28百万円（予定）**
- **事業期間：令和5年度～令和7年度**

アウトプット（活動目標）

- ・ 各職業分野ごとに職業専門人材が学び直しにより最新知識・技能を身に着けることが可能となるプログラムについてモデル開発 ⇒ 8分野×2か所 = 16か所

アウトカム（成果目標）

開発したモデルを全国の専修学校が活用し、各学校においてリカレント教育講座を開講

インパクト（国民・社会への影響）、目指すべき姿

誰もが一人一人のキャリア選択に応じて必要となる学びを受けられる機会の充実を図る。

専修学校の教育基盤の整備

令和5年度予算額(案) : 5億円
前年度予算額 : 5億円

令和4年度補正予算額 : 1.5億円

◆ 教育基盤(施設・設備)の整備

教育装置の整備 <私立学校施設整備費補助金>

- 教育に必要な機械、器具、その他設備などの整備
(※ 施設工事を伴うものに限る。)
 - ・ 補助率 : 専門課程 1/2 高等課程 1/3
 - ・ 補助対象事業費の下限額 :
 - 専門課程 2000万円
 - 高等課程 400万円

学内LAN装置の整備 <私立学校施設整備費補助金>

- 学内LANの構築に要する光ケーブル等の敷設工事
 - ・ 補助率 : 専門課程 1/2 高等課程 1/3
 - ・ 補助対象事業費の下限額 :
 - 専門課程 500万円
 - 高等課程 250万円※

エコキャンパス推進事業 <私立学校施設整備費補助金>

- 太陽光発電、エコ改修など環境に配慮した学校施設の整備
 - ・ 補助率 : 専門課程 1/2 高等課程 1/3
 - ・ 補助対象事業費の下限額 :
 - 専門課程 1000万円
 - 高等課程 1000万円

情報処理関係設備 <私立大学等研究設備整備費等補助金>

- 情報処理教育に必要な電子計算機、その他の情報処理関係設備の整備
 - ・ 補助率 : 専門課程、高等課程とも 1/2
 - ・ 補助対象事業費の下限額 :
 - 専門課程 500万円
 - 高等課程 500万円

施設環境改善整備事業 <私立学校施設整備費補助金>

- 感染症の予防など衛生環境の改善のために行う空調設備等やトイレの改修整備
(※トイレの改修整備は、高等課程のみ対象)
 - ・ 補助率 : 専門課程 1/2 高等課程 1/3
 - ・ 補助対象事業費の下限額 :
 - 専門課程 200万円
 - 高等課程 200万円 ※令和4年度補正予算にて計上

◆ 施設等の耐震化等の推進

学校施設の耐震化工事 <私立学校施設整備費補助金>

- 危険建物（Is値0.7未満）の防災機能強化のための耐震補強工事
 - ・ 補助率： 専門課程 1 / 2
 高等課程 1 / 3（Is値0.3未満等は1 / 2）
 - ・ 補助対象事業費の下限額：
 専門課程 400万円 ※
 高等課程 400万円

バリアフリー化工事 <私立学校施設整備費補助金>

- スロープやエレベータの設置など、身体障害者等が利用できる施設環境の整備
 - ・ 補助率： 専門課程 1 / 2 高等課程 1 / 3
 - ・ 補助対象事業費の下限額：
 専門課程 300万円
 高等課程 300万円

アスベスト対策工事 <私立学校施設整備費補助金>

- 吹き付けアスベストやアスベストを含む保温材、断熱材等の除去等によるアスベスト対策
 - ・ 補助率： 専門課程 1 / 3 高等課程 2 / 9
 - ・ 補助対象事業費の下限額：
 専門課程 制限なし
 高等課程 制限なし

非構造部材の耐震対策工事 防災機能強化事業 <私立学校施設整備費補助金>

- 天井材、照明器具、内・外壁材、書架等の非構造部材の耐震対策
- 備蓄倉庫、自家発電設備の整備等
 - ・ 補助率： 専門課程 1 / 2
 高等課程 1 / 3（耐震化工事と合わせて行う場合、Is値0.3未満等は1 / 2）
 - ・ 補助対象事業費の下限額：
 <耐震化工事と合わせて行う場合>※ 耐震化工事費を含めた下限額
 専門課程 400万円 ※
 高等課程 400万円
 <非構造部材の耐震対策工事（※ 100㎡以上の空間に限る。）
 備蓄倉庫のみの整備を行う場合>
 専門課程 150万円以上 ※
 高等課程 制限なし
 <自家発電設備のみの整備を行う場合>※ 避難所指定の学校に限る。
 専門課程、高等課程とも
 200万円以上500万円以下

【学校施設の耐震化等工事のための利子助成制度】

- 学校法人、準学校法人立の専修学校、各種学校が、日本私立学校振興・共済事業団から融資を受けて耐震改修事業等を行う際に（※）、法人の支払利息の一部を国が補助することにより、法人の実質負担金利が一般施設費の△0.5%となるよう、利子助成を実施（助成期間は20年間を予定）。
※ 日本私立学校振興・共済事業団から融資を受けるためには、専修学校であれば、授業が年2回を超えない一定の時期に開始され、かつ、その終期が明確に定められていることなど、いくつかの要件が設定されている。

※令和5年度予算までの時限措置。

4. 修学支援新制度について

高等教育の修学支援新制度について (令和2年4月1日より実施)

※大学等における修学の支援に関する法律(令和元年5月10日成立)

【支援対象となる学校種】大学・短期大学・高等専門学校・専門学校
 【支援内容】①授業料等の減免 ②給付型奨学金の支給
 【支援対象となる学生】住民税非課税世帯 及び それに準ずる世帯の学生
 【財源】少子化に対処するための施策として、消費税率引上げによる財源を活用

令和4年度予算額 5,196億円

授業料等減免 2,671億円※
 給付型奨学金 2,525億円
※公立大学等及び私立専門学校に係る
 地方負担分(405億円)は含まない。

国・地方の所要額 5,601億円

授業料等減免

○ 各大学等が、以下の上限額まで授業料等の減免を実施。減免に要する費用を公費から支出

(授業料等減免の上限額(年額)(住民税非課税世帯))

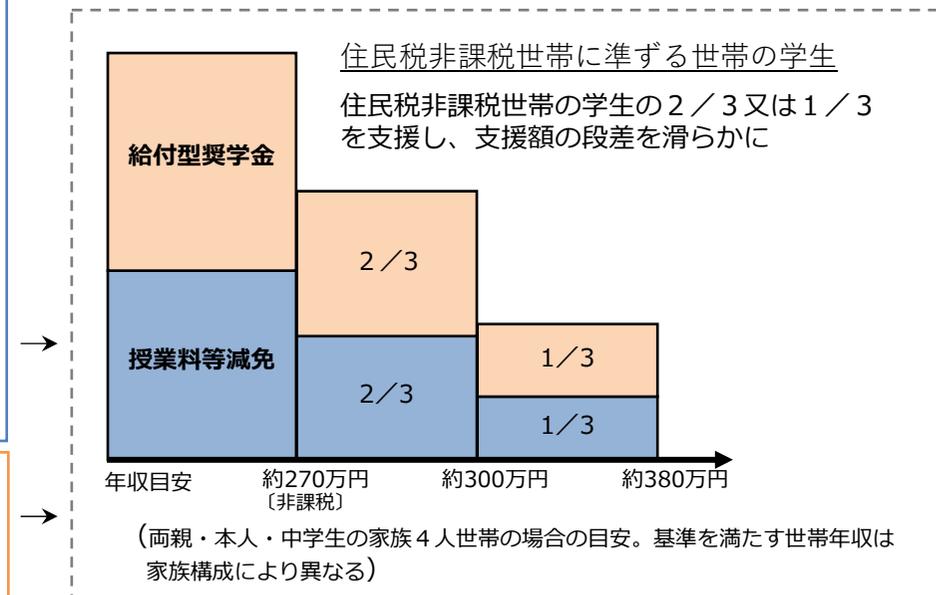
	国公立		私立	
	入学金	授業料	入学金	授業料
大学	約28万円	約54万円	約26万円	約70万円
短期大学	約17万円	約39万円	約25万円	約62万円
高等専門学校	約8万円	約23万円	約13万円	約70万円
専門学校	約7万円	約17万円	約16万円	約59万円

給付型奨学金

- 日本学生支援機構が各学生に支給
- 学生が学業に専念するため、学生生活を送るのに必要な学生生活費を賄えるよう措置

(給付型奨学金の給付額(年額)(住民税非課税世帯))

国公立 大学・短期大学・専門学校	自宅生 約35万円、自宅外生 約80万円
国公立 高等専門学校	自宅生 約21万円、自宅外生 約41万円
私立 大学・短期大学・専門学校	自宅生 約46万円、自宅外生 約91万円
私立 高等専門学校	自宅生 約32万円、自宅外生 約52万円



支援対象者の要件

- 進学前は成績だけで否定的な判断をせず、レポート等で本人の学修意欲を確認
- 大学等への進学後の学修状況に厳しい要件

大学等の要件：国又は自治体による要件確認を受けた大学等が対象

- 学問追究と実践的教育のバランスが取れた大学等
- 経営に課題のある法人の設置する大学等は対象外

※詳細は、文部科学省ホームページ「高等教育の修学支援新制度」参照 (<https://www.mext.go.jp/kyufu/index.htm>)

支援対象者の要件(個人要件)等

【学業成績・学修意欲に係る要件】

- 支援措置の目的は、支援を受けた学生が大学等でしっかり学んだ上で、社会で自立し、活躍できるようになること。
進学前の明確な進路意識と強い学びの意欲や進学後の十分な学修状況をしっかりと見極めた上で学生に対して支援を行う。
- 高等学校在学時の成績だけで否定的な判断をせず、高校等が、レポートの提出や面談等により本人の学修意欲や進学目的等を確認する。
- 大学等への進学後は、その学修状況について厳しい要件を課し、これに満たない場合には支援を打ち切る。

学業成績の基準	
廃止 (支援 打ち切り)	次の1～4のいずれかに該当するとき 1. 修業年限で卒業又は修了できないことが確定したこと 2. 修得した単位数の合計数が標準単位数の5割以下であること 3. 履修科目の授業への出席率が5割以下であることその他の学修意欲が著しく低い状況にあると認められること 4. 次に示す警告の区分に該当する学業成績に連続して該当すること ※上記のうち、学業成績等が著しく不良である場合は、学年の始期に遡って取り消す。
警告	次の1～3のいずれかに該当するとき（上の「廃止」の区分に該当するものを除く。） 1. 修得した単位数の合計数が標準単位数の6割以下であること 2. GPA等が学部等における下位4分の1の範囲に属すること。 3. 履修科目の授業への出席率が8割以下であることその他の学修意欲が低い状況にあると認められること

特例①：傷病・災害等の不慮の事由
 災害、傷病、その他のやむを得ない事由（※）がある場合は、「廃止」又は「警告」区分に該当しない。
 ※「災害、傷病その他のやむを得ない事由」には新型コロナウイルス感染症による影響によるものを含む

次に該当する場合は、(GPA等が下位1/4であっても)「警告」区分に該当しない。
特例②：教育課程の特性
 学生等の所属する学部等の教育課程と密接に関連した、確認大学等における学修の成果を評価するにふさわしく、かつ職業に密接に関連する資格等を十分に取得できる水準にあると見込まれる場合
特例③：児童養護施設の入所者等
 社会的養護を必要とする者で、確認大学等における学修に対する意欲や態度が優れていると認められる場合

【その他】

- 旧給付型奨学金の取扱いと同様に、以下を要件とする。
 - ・ 日本国籍、法定特別永住者、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等又は永住の意思が認められる定住者であること
 - ・ 高等学校等を初めて卒業（修了）した日の属する年度の翌年度の末日から大学等に入学した日までの期間が2年を経過していないこと
 - ・ 過去において本制度の支援対象としての認定を受けたことがないこと
 - ・ 保有する資産が一定の水準を超えていないこと（申告による。）
- 次のいずれかに該当する場合には、遡って認定を取り消す（返還等を求める。）
 - ・ 偽りその他不正の手段により支援を受けた場合
 - ・ 大学等から退学・停学（無期限又は3ヶ月以上の者に限る。）の懲戒処分を受けた場合（3ヶ月未満の停学又は訓告の懲戒処分を受けた場合には認定の効力を停止する。）
 - ・ 「廃止」の区分に該当するもののうち、学業成績等が著しく不良であり、かつ災害・傷病その他のやむを得ない事由がない場合

支援対象者の要件(個人要件)等 <所得に関する要件と目安年収>

所得に関する要件

以下の算式により算出された額について、学生等及びその生計維持者の合計額が以下の基準額に該当すること

【算式】市町村民税の所得割の課税標準額 × 6% - (調整控除の額 + 税額調整額) ※政令指定都市に市民税を納税している場合は、(調整控除の額 + 税額調整額)に3/4を乗じた額となる。

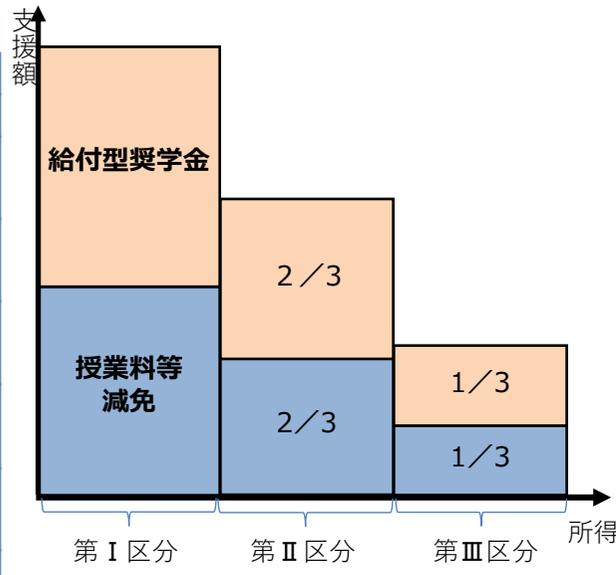
【基準額】

- 第Ⅰ区分 (標準額の支援) **100円未満**
- 第Ⅱ区分 (標準額の2/3支援) **100円以上～25,600円未満**
- 第Ⅲ区分 (標準額の1/3支援) **25,600円以上～51,300円未満**

※地方税法第295条第1項各号に規定する者又は同法附則第3条の3第4項の規定により同項の市町村民税の所得割を課することができない者については、算式に基づき算定された額は零とする。

所得基準に相当する目安年収 (例)

		住民税非課税 準ずる世帯		
		第Ⅰ区分	第Ⅱ区分	第Ⅲ区分
(支援額)		3分の3	3分の2	3分の1
ひとり親世帯 (母のみが生計維持者の場合)	子1人 (本人)	～約210万円	～約300万円	～約370万円
	子2人 (本人・高校生)	～約270万円	～約360万円	～約430万円
	子3人 (本人・高校生・中学生)	～約270万円	～約360万円	～約430万円
	子3人 (本人・大学生・高校生)	～約350万円	～約450万円	～約510万円
ふたり親世帯 (両親が生計維持者)	子1人 (本人)	～約220万円	～約300万円	～約380万円
	子2人 (本人・中学生)	～約270万円	～約300万円	～約380万円
	子3人 (本人・高校生・中学生)	～約320万円	～約370万円	～約430万円
	子3人 (本人・大学生・高校生)	～約360万円	～約450万円	～約520万円



日本学生支援機構が提供している「進学資金シミュレーター」で、個別の世帯の年収等をもとに、給付奨学金の対象になるのか大まかに調べることができます。

「進学資金シミュレーター」
<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/oyakudachi/shogakukin-simulator.html>

※年収は、両親の年収を合計したものとし、1万円の位を四捨五入している。
 ※子について、本人は18歳、中学生は15歳以下、高校生は16～18歳、大学生は19～22歳とする。
 ※給与所得以外の収入はないものとする。(事業所得の場合は、目安年収が上記と異なる。)

- 毎年、直近の住民税課税標準額等を確認し、支援区分を見直す。
- 予期できない事由により家計が急変し、急変後の所得が課税標準額等(住民税)に反映される前に緊急に支援の必要がある場合には、**30**急変後の所得の見込みにより、支援対象の要件を満たすと判断される場合、速やかに支援を開始する。

○ 支援を受けた学生が大学等でしっかりと学んだ上で、社会で自立し活躍できるように、学問追求と実践的教育のバランスの取れた質の高い教育を実施する大学等を対象機関とするための要件を設定。

1. 実務経験のある教員等による授業科目が一定数※以上配置されていること。

※ 4年制大学の場合、13単位（標準単位数124単位の1割相当）

* オムニバス形式で多様な企業等から講師を招いて指導を行う場合や、学外でのインターンシップや実習等を授業の中心に位置付けているなど、主として実践的教育から構成される授業科目を含む。

* 学問分野の特性等により要件を満たすことができない学部等については、大学等が、やむを得ない理由を説明・公表することが必要。

2. 法人（大学等の設置者）の「役員」に外部人材が2人以上含まれること。

3. 授業計画書（シラバス）の作成、GPAなどの成績評価の客観的指標の設定、卒業の認定に関する方針の策定などにより、厳格かつ適正な成績管理を実施・公表していること。

4. 関係法令に基づき作成すべき財務諸表等（貸借対照表、収支計算書など）や、定員充足状況や進学・就職の状況など教育活動に係る情報を公表していること。

○ 教育の質が確保されておらず、大幅な定員割れとなり、経営に問題がある大学等について実質的に救済がなされることがないようにするための経営要件を設定。

▶ 次の3点いずれにも該当する場合は、対象機関としない。

① 直前3年度全ての収支計算書の「経常収支差額」がマイナス（法人の決算）

② 直前年度の貸借対照表の「運用資産－外部負債」がマイナス（法人の決算）

③ 直近3年度全ての在籍学生数が収容定員の8割未満※（大学等の状況）

※ 専門学校の経過措置 ～令和2年度：6割未満、令和3年度：7割未満、令和4年度～：8割未満

「高等教育の修学支援新制度の見直しについて」【概要】

(令和4年12月14日「高等教育の修学支援新制度の在り方検討会議」報告)

1. 機関要件の審査について

(1) 経営に係る要件の見直し

<改正案>

下記の1. 又は2. のいずれかに該当する場合、対象機関とはしない。

1. 収支差額や外部負債の超過に関する要件

下記①・②いずれにも該当すること

①直前3年度全ての収支計算書の「経常収支差額」がマイナスであること

②直前年度の貸借対照表の「運用資産－外部負債」がマイナスであること

2. 収容定員に関する要件

(大学・短期大学・高等専門学校の場合)

直近3年度全ての収容定員充足率が8割未満であること

但し、直近の収容定員充足率が5割未満に該当しない場合であって、直近の進学・就職率が9割を超える場合は、確認取消を猶予する。

(専門学校の場合)

直近3年度全ての収容定員充足率が5割未満であること

但し、地域の経済社会にとって重要な専門人材の育成に貢献していると設置認可権者である都道府県知事等が認める場合※は、確認取消を猶予する。

※ 各都道府県知事等の判断にあたっては、例えば、他の教育機関による代替の困難性や卒業生の地元就職率など、国として一定の判断基準を示す。

(2) 総合知に係る取組の審査への反映

入試科目の見直し、入学後の文理横断型の教育、複線的・多面的な学び、全学的なデータサイエンス教育等の総合知を育成するための学生の学びの充実に向けた取り組みについて、機関要件確認申請書類の様式に記載事項欄を追加し、こうした取組を実施している場合には各学校が記載することで、情報公開を進め、学生を含む外部の評価を促すこととする。

2. 中間層への拡大について

(1) 拡大の対象（基本的な枠組み及び優先順位）

- 現在、修学支援新制度の対象となっていない中間所得層（負担軽減の必要性の高い多子世帯や理学・工学・農学系の学部で学ぶ学生等）への対象範囲の拡大については、現行の3段階の支援区分に加え、新たに4番目の支援区分を設ける。
- 新たな4番目の支援区分の具体的な所得基準や支給額については、今後、財源と併せ政府において検討。

【参考1】高等学校等就学支援金における私立高校等の加算の年収上限：約600万円（両親(一方が就労)、子供2人の家族構成の場合)

【参考2】高等教育の修学支援新制度の満額の1/4（私大自宅外の場合）：40.2万円（cf. 高校就学支援金（私立高加算含む）：39.6万円）

- 中間所得層の支援対象については、財源確保とのバランスをとって議論を行うため優先順位を付けることが必要である。優先順位付けにあたっては、政府としての大きな課題である「少子化対策」、「デジタルやグリーンなど成長分野の振興」に資するものとする。
- 少子化対策の観点からは子供の数3人以上の多子世帯（「2人」という意見もあったが少子化対策上の効果を重視）
- デジタルやグリーンなど成長分野の振興の観点からは、（社会実装には幅広い分野の人材が必要であるものの）より関連の強い、理学・工学・農学系とする。なお、国公立より私立の方が授業料などの負担が重い実態を踏まえる必要。

(2) 多子世帯の考え方、(3) 理学・工学・農学系の範囲

- 支援の対象とする「多子世帯」については、「大学等に在籍する学生の世帯に、学生本人含め「扶養される子供」が3人以上いること」とする。
- 具体的な理学・工学・農学系の特定方法については、大学・短期大学・高等専門学校の場合は、学部又は学科を単位とし、学位の分野が「理学」、「工学」、「農学」の学部・学科を対象とする。学際分野については、学位の分野に「理学」、「工学」、「農学」が含まれていれば対象とする。専門学校の場合は、学科を単位とし、学科の属する分野が「工業関係」、「農業関係」の学科を対象とする。

3. 今後の検討課題

(状況の推移を踏まえた機関要件の見直し)

- 人口減少社会のなかで、質の高い高等教育と全国各地の高等教育の選択肢の確保との両立を図るべく、学生個人に対する修学支援の制度のみならず高等教育行政全体で取り組んでいくとともに、本制度の機関要件においても状況の推移を踏まえながら必要に応じて見直しを検討していくことが望ましい。

(少子化対策としての修学支援)

- 複数の団体や本検討会議からは、所得制限を設けることなく多子世帯支援を進める声が上がっているが、その実現には恒久的な財源の確保が必要である。政府においては、日本社会の根幹を揺るがしつつある少子化問題に、どのような形で対応するのが有効であるか、引き続き検討を進められたい。

(大学院段階も含めたシームレスな支援)

- 大学院段階における新たな仕組みの創設も提言される中、大学院も含めたシームレスな支援体制が望まれる。また、義務教育段階や高等学校段階も含め、修学支援が学校教育段階を通じて一貫して行われており、安心して学べる環境にあることを広く周知する必要。

本報告の制度の改善、見直しの提言については、福祉など他の行政分野や、地方公共団体などとも連携しつつ、総合的な視点から取り組んでいくことが重要。

(参考) 高等教育の修学支援新制度の在り方検討会議について

<検討内容>

「我が国の未来をけん引する大学等と社会の在り方について」（令和4年5月10日教育未来創造会議第一次提言）及び「経済財政運営と改革の基本方針2022」（令和4年6月7日）を踏まえ、高等教育の修学支援新制度（以下「新制度」という。）の今後の在り方について検討を行う。

<検討体制>

	赤井 伸郎	国立大学法人大阪大学国際公共政策研究科長
	大村 秀章	愛知県知事、 全国知事会 文教・スポーツ常任委員会委員
	千葉 茂	学校法人片柳学園理事長
座長	仁科 弘重	国立大学法人愛媛大学学長
	福原 紀彦	日本私立学校振興・共済事業団理事長
	室橋 祐貴	日本若者協議会代表理事
	吉岡 知哉	独立行政法人日本学生支援機構理事長

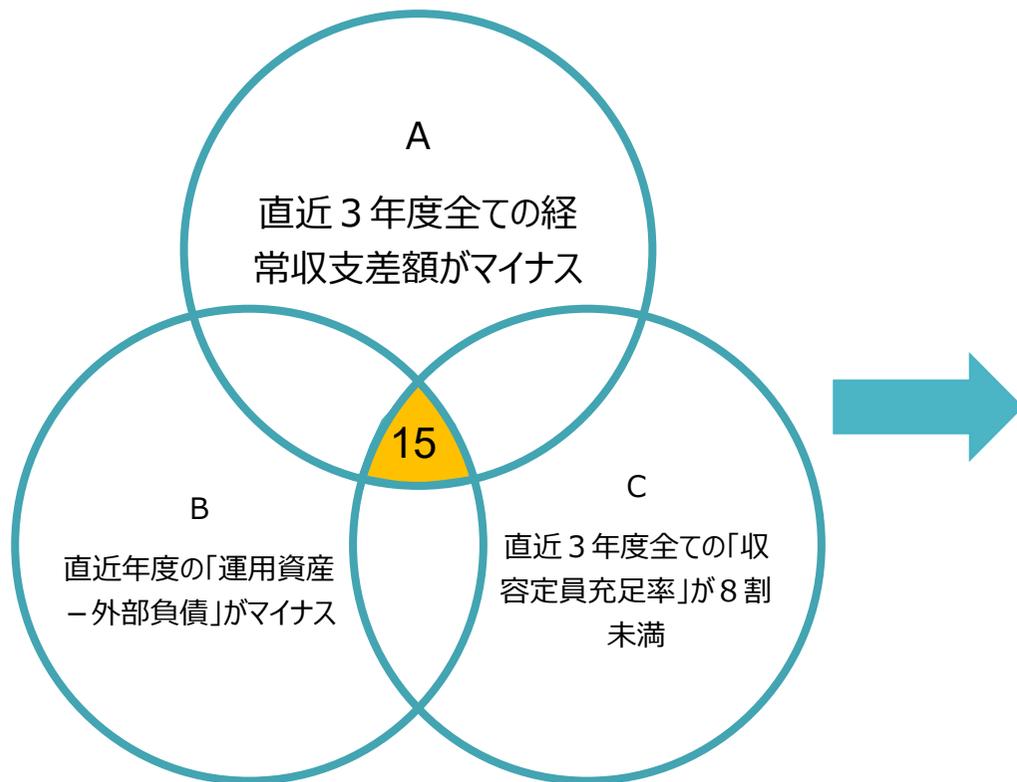
(役職はR4. 8. 24現在)

<検討経緯>

第1回	令和4年	8月24日	高等教育の修学支援新制度の現状について 教育未来創造会議第一次提言について
第2回	令和4年	9月26日	学生を保護する視点からの機関要件の厳格化について 学生の学びの充実に向けた機関要件の活用について
第3回	令和4年	10月18日	理工系及び農学系の学生等への支援拡充について 多子世帯への支援拡充について
第4回	令和4年	11月14日	機関要件の見直しに関するヒアリング
第5回	令和4年	12月12日	高等教育の修学支援新制度の見直しについて（報告案）

機関要件の厳格化の素案(イメージ図)

＜現行の経営要件＞



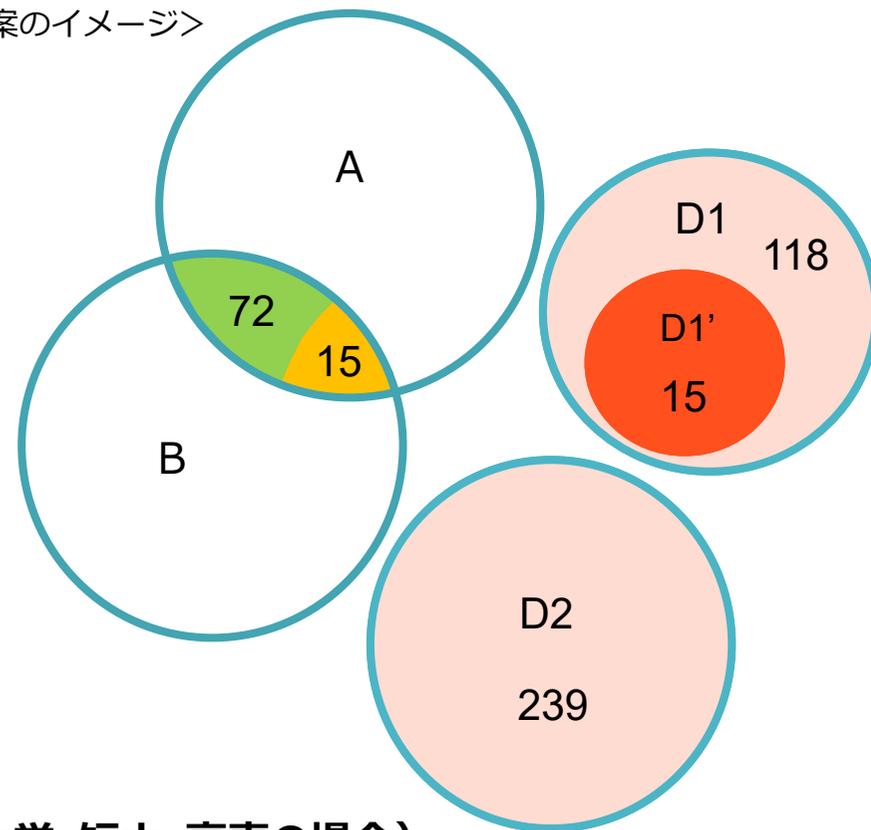
◆要件を満たさない範囲の該当学校数◆

15 大学・短大・高専：4校、専門学校：11校

72 大学・短大・高専：26校、専門学校：46校

357 大学・短大・高専：118校、専門学校：239校

＜見直し案のイメージ＞



D1（大学・短大・高専の場合）：

直近3年度全ての「収容定員充足率」が8割未満

但し、直近の「収容定員充足率」が5割未満に該当しない場合であって直近の進学・就職率が9割を超える場合、確認取消を猶予

D1'：直近の「収容定員充足率」が5割未満

D2（専門学校の場合）：

直近3年度全ての「収容定員充足率」が5割未満

但し、地域の経済社会にとって重要な専門人材の育成に貢献していると設置認可権者である都道府県知事等が認める場合は、確認取消を猶予

※精緻な判断基準を設定（例えば、他の教育機関による代替の困難性や卒業生の地元就職率 など）

「地域の経済社会にとって重要な専門人材の育成に貢献」の判断基準について（案）

専門学校については、直近3年度全ての定員充足率が5割未満の場合、修学支援新制度の対象機関とはされないが、「地域の経済社会にとって重要な専門人材の育成に貢献していると設置認可権者である都道府県知事等が認める場合」には確認取消が猶予される。

「地域の経済社会にとって重要な専門人材の育成」の判断基準として、考えられる観点

- ① 「地域に類似の専門人材育成を行う機関が（原則として）他に存在しないこと」
（地域における代替の困難性の観点）
- ② 「卒業生の多くが地域に就職すること」
（学校による、地域貢献へのコミットについての観点）



①②両方の観点を満たす場合について、確認取消を猶予することとしてはどうか。

(案)

観点①「地域に類似の専門人材育成を行う機関が（原則として）他に存在しないこと」
（地域における代替の困難性の観点）

「専門人材育成を行う機関」の定義

◆当該課程の卒業・修了により国家試験受験資格又は国家資格が取得できる学校

- ・ 指定養成機関を卒業・修了することで受験資格を取得できる国家資格
例：看護師、介護福祉士、理容師、美容師、自動車整備士
- ・ 指定養成機関を卒業・修了することで取得できる国家資格
例：保育士、幼稚園教諭（2種）、調理師

◆上記以外で、都道府県知事が認める特定の資格取得のための教育を行っている学校

- ・ 国家資格ではあるが、取得や受験資格のために当該課程の卒業・修了を必須としない資格
- ・ その他当該地域の実情に鑑みて必要性が高いと都道府県知事が認める民間資格を取得できる学校

◆職業実践専門課程に認定されている学科を設置する学校

※上記◆のいずれか1つに該当すればよいとする。

「代替の困難性」の定義

◇地域における特定の専門人材養成校の代替の困難性

- ・ 地域（通学圏）に同種の学科を設置する専門学校数が1校または極めて少ないこと
- ・ 地域内に当該職域の人材が不足していることが客観的に明らかであること
（求人倍率が高い、自治体や地域の職能団体から明文化された定員維持の要請がなされている 等）

※上記のいずれかに該当すればよいとする。

(案)

観点②「卒業生の多くが地域に就職すること」
(学校による、地域貢献へのコミットについての観点)

「地域貢献」の定義

◆地元就職率

・当該学校の就職する卒業生のうち、地元で就職する人の割合が50%以上であること。

※「地元」「地域」については原則学校所在地（県内）とするが、経済的なつながり等を踏まえたうえで、都道府県知事の判断において、隣県まで範囲を広げることが可能とする。

(参考) 今後のスケジュール (案)

- 機関要件確認申請書の様式に確認取消しの猶予に必要な情報を記載する欄を追加 (省令改正)
 専門学校において確認申請書を作成・提出する際、機関要件を満たさない学校については当該欄を記入
- 都道府県において確認を行い、確認校及び確認取消しを猶予した学校について文部科学省に報告

	(所轄庁 (都道府県) ・ 専門学校)	(文部科学省)
2023.1	都道府県向け説明①	
-3		省令改正?
4		
5-6	【旧】確認申請書提出 (学校→都道府県)	
7-8	都道府県において確認	R6確認校リスト公表 (旧要件に基づく)
2024.3		
4	【新】確認申請書提出 (学校→都道府県)	
5-6	都道府県において確認	
7-8		R7確認校リスト公表 (新要件に基づく)

※理工農関係の学科の特定に係る事務手続きは別途検討。

判断基準（案）についてのご意見募集について

- ・今回お示しした基準案を適用した場合の影響の規模、範囲について、貴都道府県の状況を教えてください。
（収容定員充足率の基準を満たさない学校のうち、どの程度が猶予できるか）
- ・審査するにあたっての懸念点についてご意見をお寄せください。
（例：判定基準としてわかりづらい、厳しすぎる 等）
- ・①②それぞれの観点で判定するにあたり、他に具体的な判定基準として考えられる指標があれば教えてください。

**→ご担当者様レベルで結構ですのでご意見やご質問をお寄せください。
（様式は協議会後送付予定）**

7. その他

令和4年度大学・短期大学・高等専門学校及び専修学校卒業者の就職状況調査① (令和4年12月1日現在)

令和4年12月1日現在 文部科学省・厚生労働省調査

調査校は、大学62校、短大20校、高専10校、専修学校20校の計112校である。

なお、就職率とは、就職希望者に対する現時点での就職者の割合である。

また、()内は前年度同期調査からの増減値(▲は減少)である。

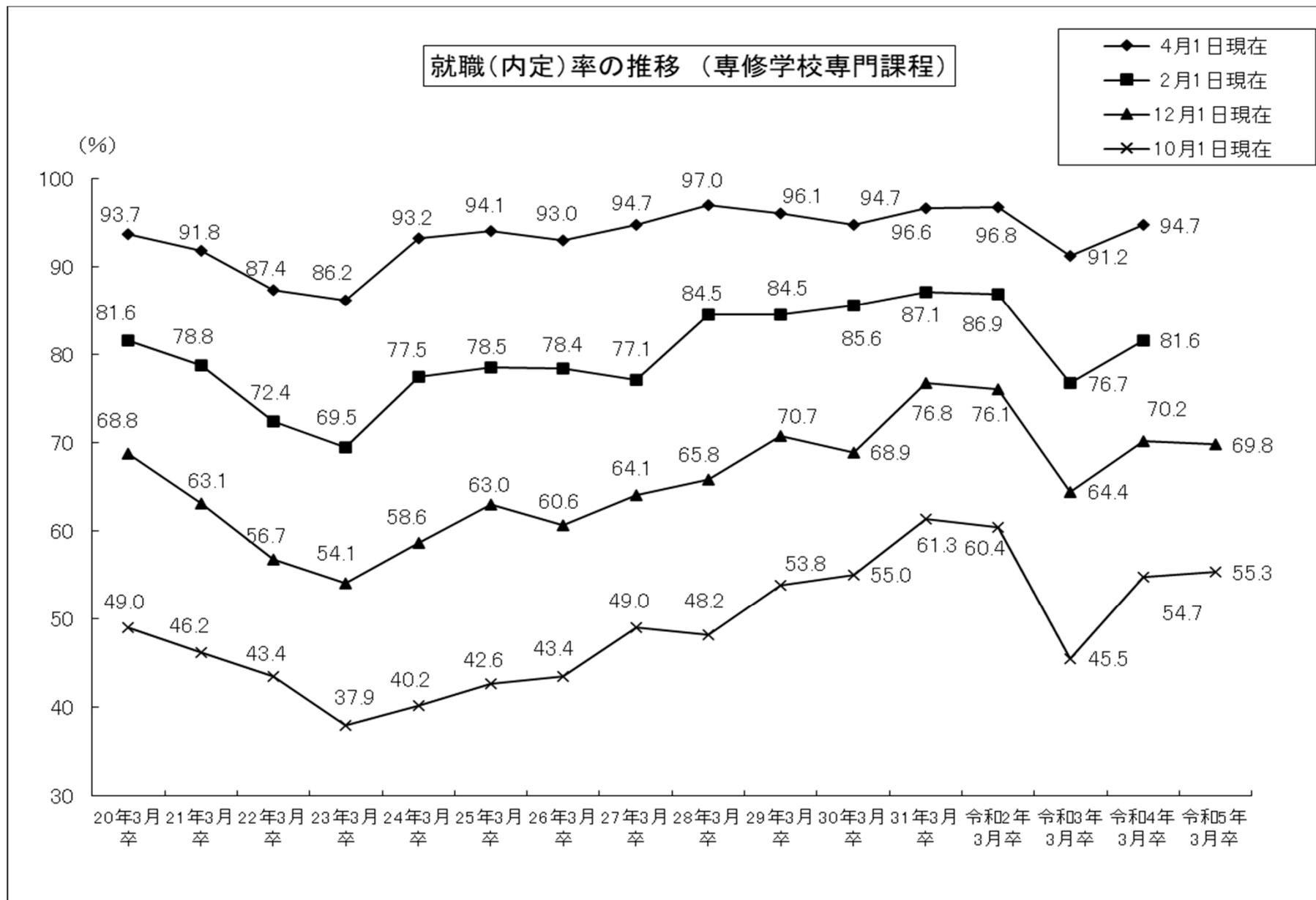
[全体]

区 分	就職希望率	就職内定率	<参 考>
			前年度卒業学生の就職率 (R4.4.1現在)
大 学	76.7% (▲ 1.0)	84.4% (1.4)	95.8%
うち 国公立	55.4% (▲ 1.6)	88.0% (1.7)	96.1%
私 立	87.3% (▲ 0.6)	83.3% (1.4)	95.6%
短 期 大 学	84.2% (0.5)	69.4% (6.6)	97.8%
高 等 専 門 学 校	59.3% (5.3)	96.6% (5.4)	99.1%
計	76.2% (▲ 0.4)	83.6% (2.2)	96.1%
専修学校(専門課程)	90.4% (0.0)	69.8% (▲ 0.4)	94.7%
専修学校(専門課程) を含めた総計	77.4% (▲ 0.4)	82.1% (1.9)	96.0%

【専修学校抜粋】

[全体]	専修学校(専門課程)	90.4% (0.0)	69.8% (▲ 0.4)	94.7%
	専修学校(専門課程) を含めた総計	77.4% (▲ 0.4)	82.1% (1.9)	96.0%
[男子]	専修学校(専門課程)	90.4% (2.5)	67.2% (▲ 2.3)	96.2%
	専修学校(専門課程) を含めた総計	71.7% (0.1)	82.5% (1.5)	95.1%
[女子]	専修学校(専門課程)	90.4% (▲ 2.5)	72.3% (1.5)	93.2%
	専修学校(専門課程) を含めた総計	84.5% (▲ 1.0)	81.8% (2.4)	96.8%

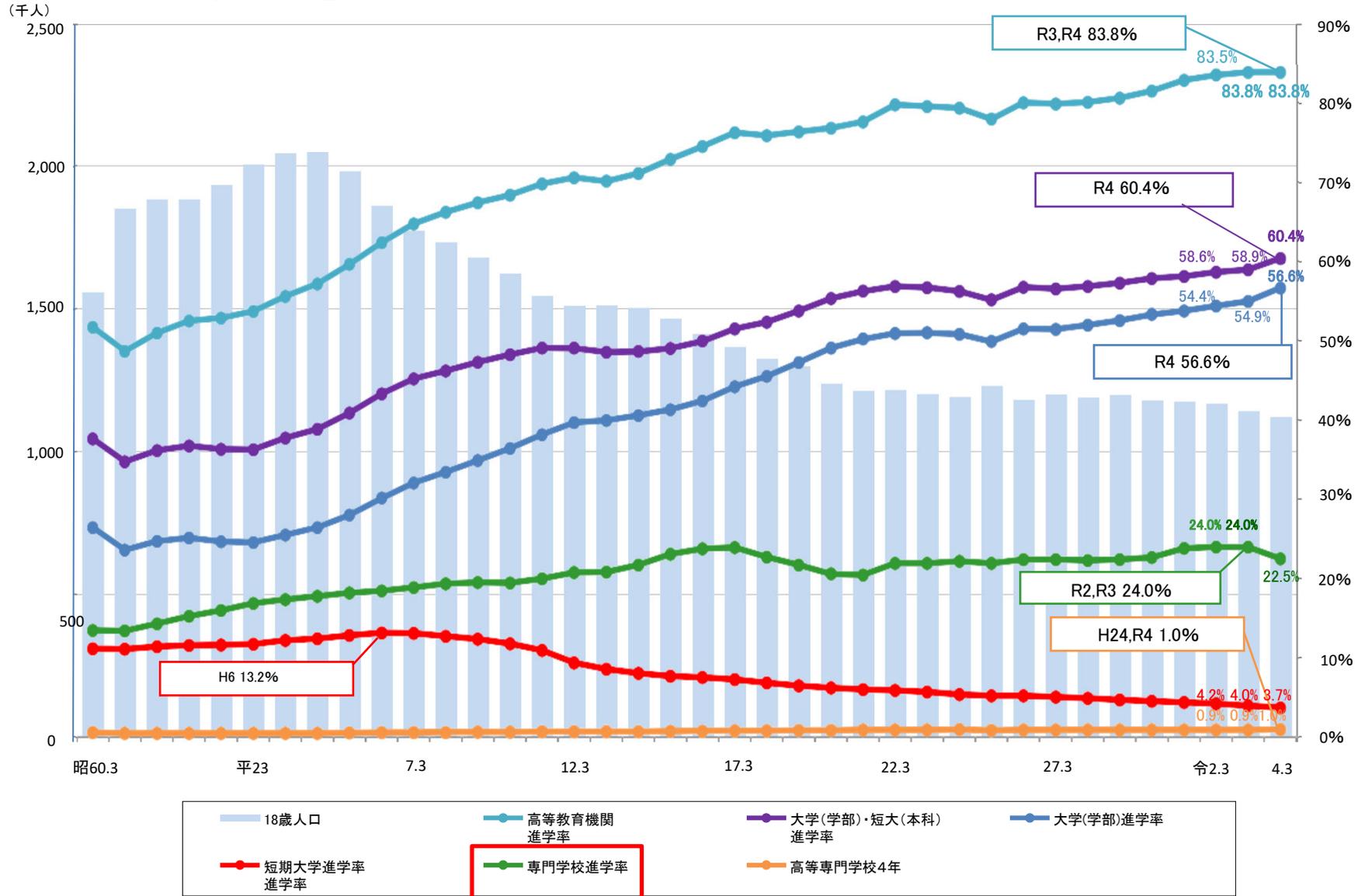
令和4年度大学・短期大学・高等専門学校及び専修学校卒業者の就職状況調査② (令和4年12月1日現在)



高等教育機関への進学率（令和4年5月1日現在）

○専門学校進学率(過年度卒を含む)は22.5%で、前年度より1.5ポイント低下。

図3 高等教育機関への進学率



(出典) 令和4年度学校基本調査